



第1章 計画の概要

1 計画の基本事項

(1)計画策定の趣旨と背景

安城市は、かつては「日本デンマーク」と呼ばれるほどの農業先進都市でしたが、昭和の高度経済成長とともに、自動車産業を中心とした工業への転換が進み、まちの風景も様変わりしています。

これからの時代、社会情勢や経済情勢がさらに変化し、価値観が多様化していく中で、「だれもが幸せに暮らし続けられるまち」を次世代へと引き継いでいくためには、市民一人ひとりが、自ら考え行動する自立した市民として、また、まちづくりの担い手として、助け合い・協働することが求められています。

現在国においては、「新しい公共」という考え方に基づいて、これからの公共を担うのは行政だけではなく、NPO法人などの市民活動団体であると認め、特定非営利活動促進法（NPO法）の改正により認定NPO法人制度を緩和するなど、団体を支援する政策が進められています。

一方、本市では、平成22年4月に「安城市自治基本条例」を施行し、まちづくりの担い手である市民、議会、行政が、まちづくりに関する情報をお互いに共有し、市民参加と協働によるまちづくりを進めるための基本ルールを定めています。

また、自治基本条例に掲げる「市民が主役の自治を実現するため、市民参加と協働によるまちづくりを進めること」をめざし、平成23年4月に「安城市市民参加条例」を、平成24年10月には「安城市市民協働推進条例」を施行しました。

さらに、市民協働のまちづくりの必要性や基本的な考え方、協働の担い手の役割、推進するための施策などを示した「安城市協働に関する指針」（以下、「指針」という。）を、市民協働を推進する道標として策定しました。

今後、この指針を踏まえ、計画的に市民、地域団体、市民活動団体、事業者及び市による協働のまちづくりを進めていくためには、協働を推進するための施策や事業の実施時期、推進体制について、具体的に定める必要があります。

以上のことから、「安城市市民協働推進条例」第8条及び第9条に基づき「安城市市民協働推進計画」を策定します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「安城市自治基本条例」、「安城市市民協働推進条例」、「安城市協働に関する指針」に基づき、「第7次安城市総合計画」を踏まえ、安城市の市民協働の推進を総合的・横断的に図る計画です。

また、計画の推進にあたっては、町内会等の地域団体と協働し、地域福祉活動を進めている安城市社会福祉協議会の活動を欠かすことができません。そのため、本計画では、社会福祉協議会が進める施策・事業のうち、市民協働推進計画に関するものを関連事業として扱い、連携して市民協働の推進を図ります。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。また、計画期間中であっても、今後の社会経済情勢の変化や、国、県及び市における市民協働の進捗状況を考慮し、施策等の見直しを検討していくものとします。

なお、この5年間は、団塊の世代の人たちがいわゆる「第二の定年※」を迎える時期にあたり、地域社会に多くの人たちが入ってくる期間となります。

※「第二の定年」：企業等を定年退職後、再雇用や再就職した就職先で再び定年に達すること。

2 基本的な考え方

(1) 協働の担い手と役割

協働のまちづくりを進めていくためには、誰が協働の担い手となり、どのように役割を分担していくのかを認識し、お互いが得意とすることを発揮しあうとともに、対等な立場で協力していくことが重要です。

安城市市民協働推進条例と指針を踏まえ、それぞれの協働の担い手とその主な役割をまとめると、次のようになります。

①市民の役割と責任

- ・ 自らが暮らす社会に関心を持つ。
- ・ 市民活動やまちづくりを理解する。
- ・ 自らできることを考え、行動する。
- ・ 市民活動やまちづくりに参加する。
- ・ 協働するという意識を持つ。
- ・ 全体の利益＝公益性を意識する。

②地域団体の役割と責任

- ・ 地域の特性を活かし、地域の課題解決に取り組む。
- ・ 住民同士のふれあい、話し合いを通して絆を深め、相互扶助の関係づくりを行う。
- ・ 地域の意見を取りまとめ、地域と市とのパイプ役を務める。
- ・ 市のパートナーとして、地域住民の福祉の向上に取り組む。

③市民活動団体の役割と責任

- ・ 社会的責任を自覚する。
- ・ 団体の特性を活かす工夫をする。
- ・ 地域の課題解決に取り組む。(公益性を持つ)
- ・ 広く市民の理解を得るよう努める。
- ・ 市と協働するにあたっては、公共性・公益性に配慮し、情報公開と説明責任を果たす。

④事業者の役割と責任

- ・地域社会の一員として共に活動する。
- ・市民活動および協働に関する理解を深め、その発展と推進に協力・支援するよう努める。(人材、物資、資金、情報などの社会資源を提供するなど)

⑤市の役割と責任

- ・市民活動団体の自主性、自立性を尊重する。
- ・協働を推進するための基本的かつ総合的な施策を策定する。
- ・協働を推進するための機会の提供と環境整備に努める。
- ・市職員に対する啓発・研修を実施し、市民協働の重要性の認識を深める。

(参考)

安城市市民協働推進条例

(市民の役割)

第4条 市民は、まちづくりの担い手としての自覚を持ち、市民活動への理解を深め、市民協働に努めるものとする。

(地域団体の役割)

第5条 地域団体は、地域の特性を生かし、市民協働に努めるものとする。

(市民活動団体の役割)

第6条 市民活動団体は、市民活動の社会的意義を認識し、その活動が理解されるよう取り組み、市民協働に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、地域社会の一員として市民活動に対する理解を深め、自らが有する資源を活用して市民活動を支援し、市民協働に努めるものとする。

(市の役割)

第8条 市は、市民協働の推進のための環境整備に取り組み、総合的に施策を策定し、及び実施するものとする。

(市の基本施策)

第9条 市は、前条の規定に基づき、次に掲げる施策を策定し、及び実施するものとする。

- (1) 人材の育成に関すること。
- (2) 活動場所の充実に関すること。
- (3) 財政的支援に関すること。
- (4) 情報の収集及び提供に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、市民協働を推進するために必要なこと。

(2)協働の基本原則

協働を進めるときには、お互いに守らなければならない共通の原則があります。次の6つの基本原則（ルール）をお互いに確認し合い、同じスタート位置に立つことから始めることが重要です。

そして、上手にコミュニケーションを取りながら進めることが、協働事業を成功させる近道です。

①自主・自立の尊重

協働する者同士は、自主的・自発的に考えて行動します。それぞれが自立した存在であることが大切です。

②対等の関係

協働する者同士は、お互いを尊重し、対等な関係において行動します。

③相互理解

協働する者同士は、それぞれの考えを理解した上で、得意分野を持ち寄って補完し合います。

④目的・目標の共有

協働する者同士は、協働のための目的や目標を、お互いに共有します。

⑤公開・透明性の確保

協働する者同士は、取り組み過程などの情報を積極的に公開し、透明性を確保します。

⑥評価の実施

協働する者同士は、その活動を評価・検証し、さらに次のステップへ進むための方向付けに役立てます。



(3)用語の説明

本計画に使用する重要な用語について、次のとおりとします。

【協働】（指針より抜粋）

市民、市民活動団体、事業者および市がそれぞれの良さや強みを持ち寄って、※「サラダ」のようにお互いを活かし合うことにより、地域の課題を解決し、安城のまちをよりよくしていくことをいいます。

※「サラダ」のように とは

レタス・トマト・にんじん・きゅうりなど、それぞれの素材の良さや持ち味を活かしあって、一つの美味しい「サラダ」をつくるというイメージです。

【市民活動】

市民活動には、営利を目的とする活動（営利を構成員に配分する活動）は含みません。また、市民が自主的に取り組む活動であり、その内容が自己のための趣味的な活動ではなく、安城市全体の市民が利益を受けることができるものをいいます。

【市民】

「住民」（市内に住所を有する人で、外国人市民や法人も含みます。）のほか、市内の事業所に勤務している人や市内の学校に通学している人、市内で市民活動や事業活動を行っている個人や団体をいいます。

【地域団体】

町内会や町内福祉委員会、PTAや子ども会、老人クラブなど地域で生活することを縁として結成し、活動する団体をいいます。

【市民活動団体】

市民活動を行うことを主たる目的とし、継続的に活動する団体をいいます。

【事業者】

営利を目的として事業を行う個人又は法人をいいます。



第2章 協働のまちづくりの現状と課題

1 市民の視点からみた協働のまちづくり

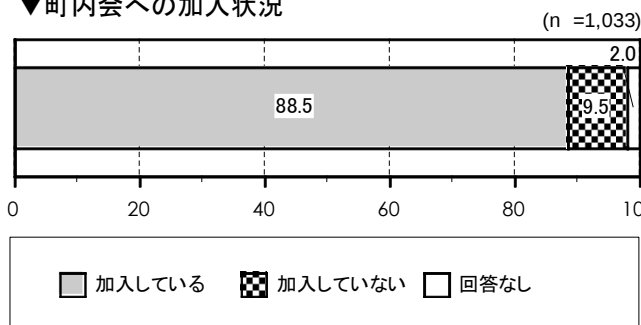
市民意向を反映した計画づくりに向けて、平成23年7月に実施した「市民協働に関するアンケート調査」の結果から、市民の視点からみた協働のまちづくりの展望について整理します。

(1) 地域活動(町内会活動等)について

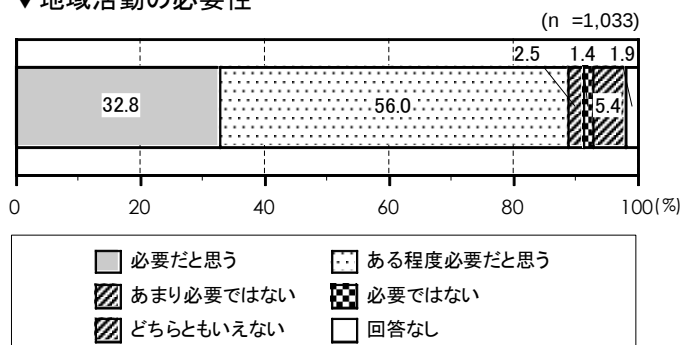
① 地域活動の必要性を認識

アンケート回答者の内、町内会に加入している人は88.5%となっています(平成23年10月時点の全市での加入率は73.9%)。また、地域活動が必要である(「必要だと思う」、「ある程度必要だと思う」と考えている人は88.8%となっており、特に防犯・防災・交通安全など安全・安心に関する活動や清掃・衛生に関する活動などで期待されています。

▼町内会への加入状況



▼地域活動の必要性



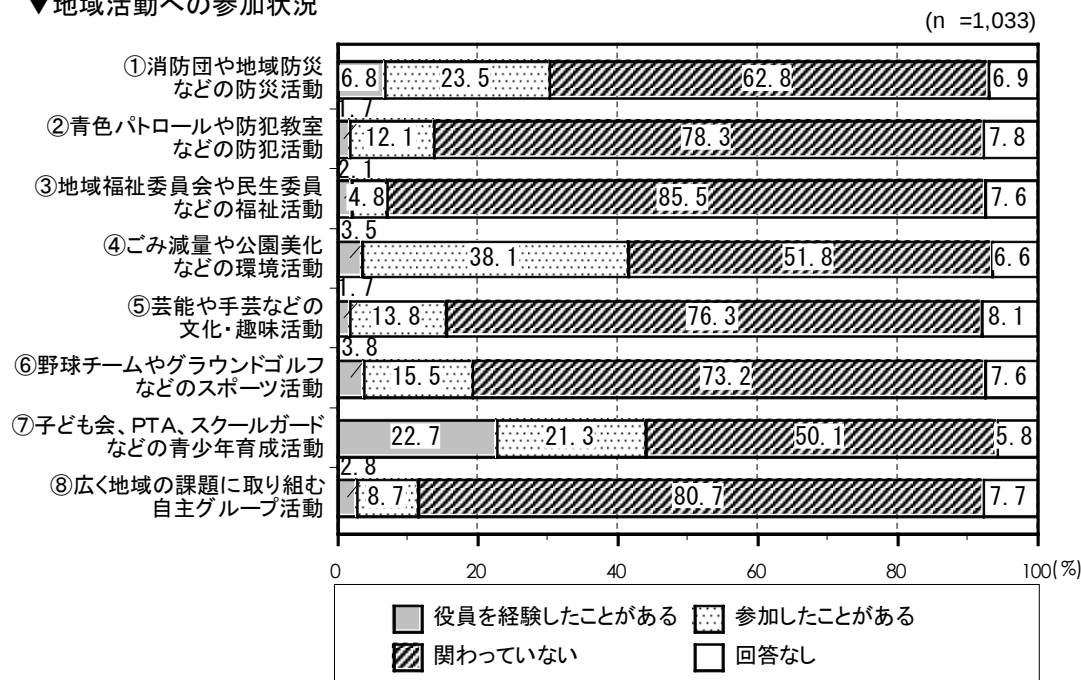
▼町内会が担うべき役割



②地域活動の必要性は認識しつつも参加率は低い

町内会に加入している人や地域活動が必要であると考えている人は多い（前掲P7）ものの、実際に地域活動へ参加したことがある人は、最も高い項目で「子ども会、PTA、スクールガードなどの青少年育成活動（44.0%）」となっており、全ての活動で50%以上の人が地域活動に関わったことがない状況です。

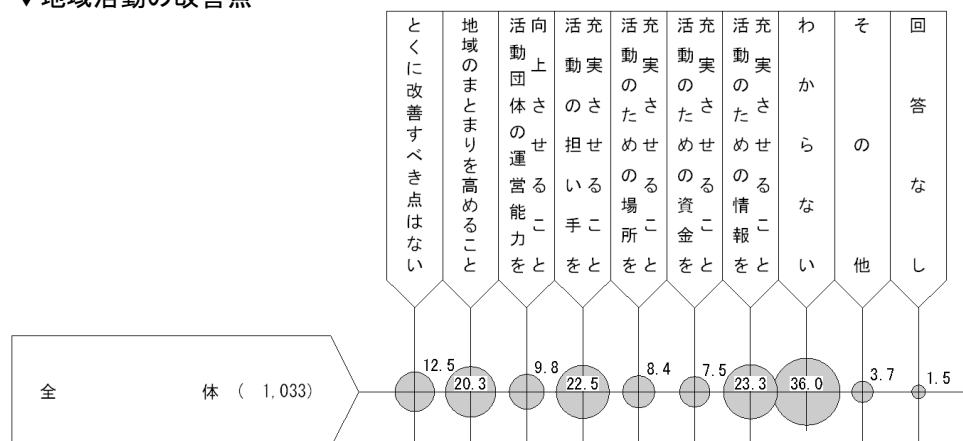
▼地域活動への参加状況



③活動情報の充実、担い手の育成、地域内のまとまりが課題

地域活動の改善点として、「活動のための情報を充実させること（23.3%）」が高く、次いで、「活動の担い手を充実させること（22.5%）」、「地域のまとまりを高めること（20.3%）」となっています。

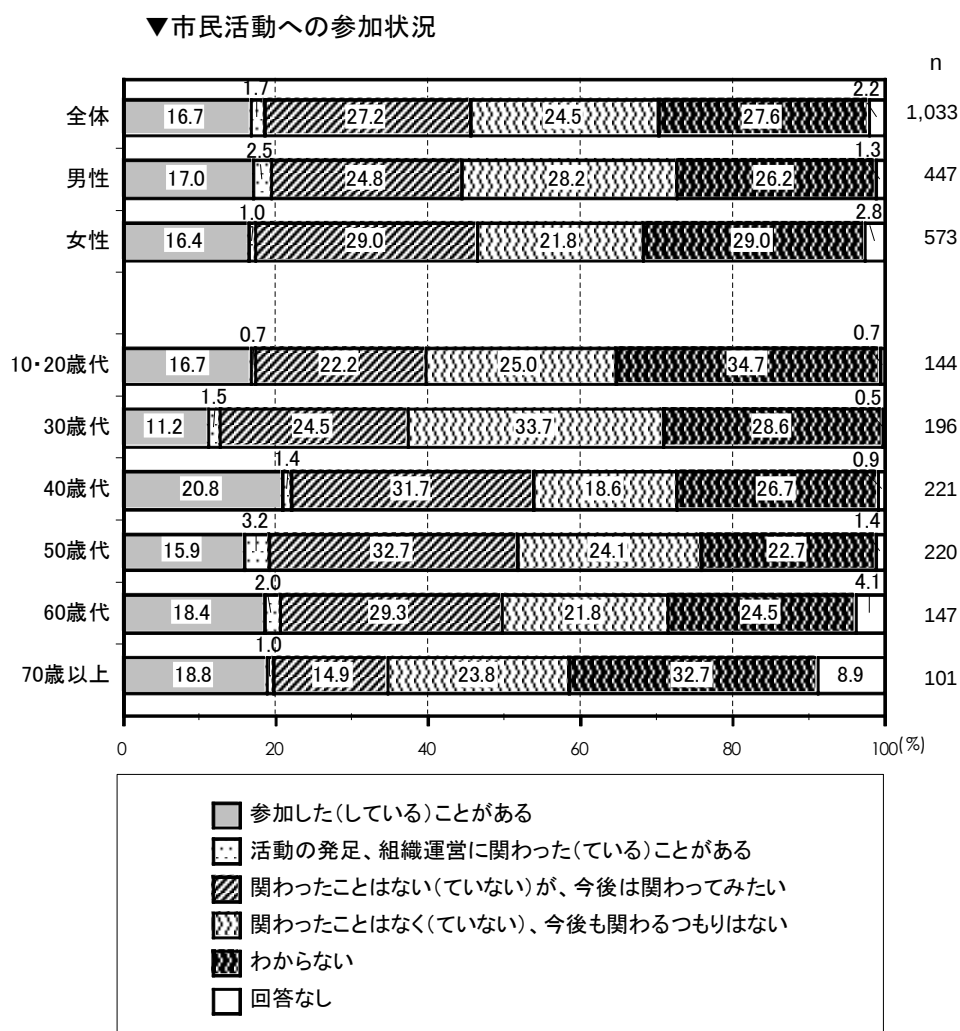
▼地域活動の改善点



(2)市民活動について

①市民活動への潜在的な意欲は高い

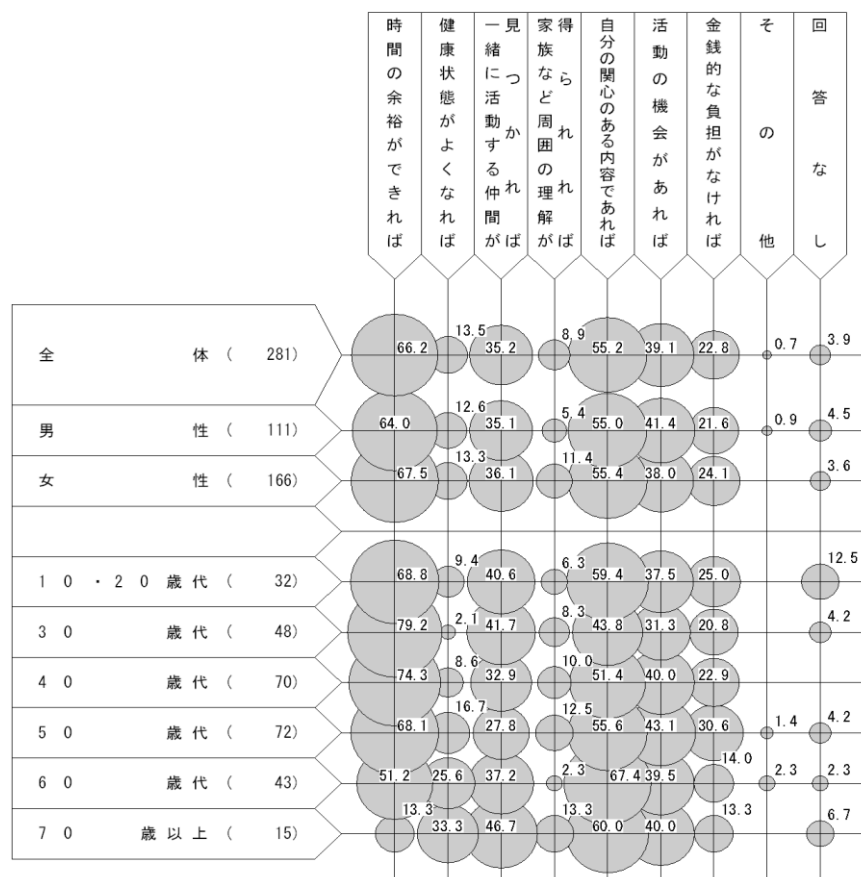
市民活動への参加状況について、「参加した（している）ことがある」、「活動の発足、組織運営に関わった（ている）ことがある」、「参加してみたい」の合計は45.6%となり、「今後も関わるつもりはない（24.5%）」よりも高い結果となり、市民活動が広がっていく要素はあると判断できます。年代別に分析した結果では、特に40歳代（53.9%）、50歳代（51.8%）、60歳代（49.7%）でそれぞれ50%程度となっています。壮年者層（40歳代～50歳代）や高齢者層（60歳代）は、子育てが一段落し、また、仕事において退職を迎える世代であるため、時間的・経済的にも余裕があることが市民活動への参加意欲を促す要因と考えられます。



②世代により違う参加条件の優先順位

活動に参加する条件として、全体では「時間の余裕ができれば（66.2%）」、「関心のある内容であれば（55.2%）」、「活動の機会があれば（39.1%）」が高くなっていますが、年代別にみると、若年者層（10歳代～30歳代）や70歳代は「一緒に活動する仲間が見つければ」が全体に比べ高くなっています。また、50歳代では「金銭的な負担がない」ことを、60歳代では「関心のある内容である」ことを他の世代よりも重視しています。

▼市民活動に参加する条件

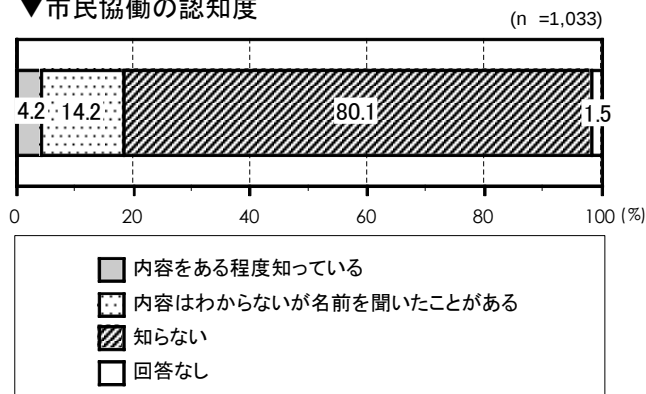


(3)市民協働について

①「協働」という言葉そのものの認知度が低い

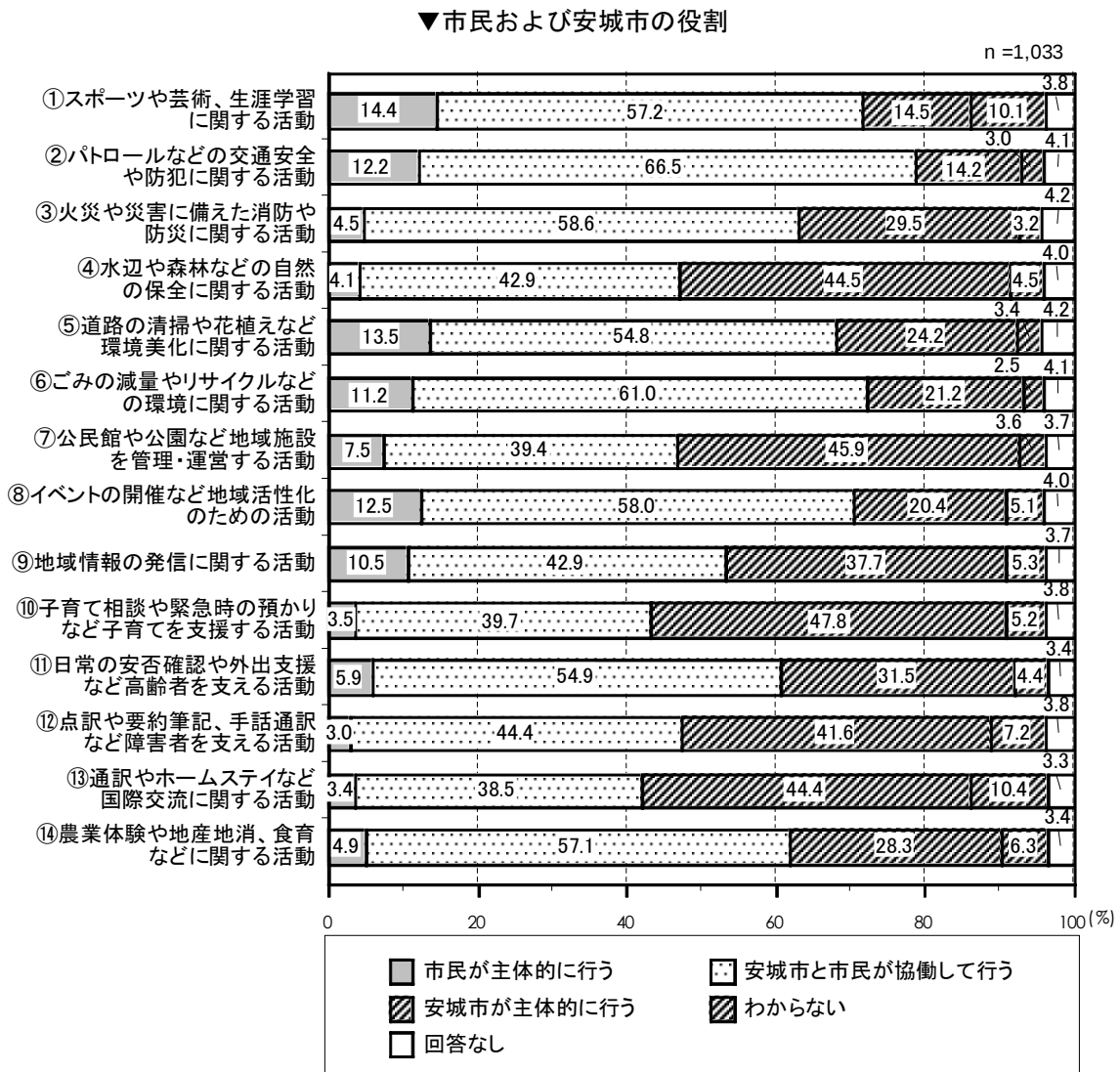
「市民協働」の認知度については、「知らない」が80.1%となっており、市民協働の理解はもとより言葉自体の認知が低い状況にあります。

▼市民協働の認知度



②防犯や防災、環境、地域活性化などの分野で協働の可能性が高い

市民と市の協働に関する意識については、「子育て支援」、「地域施設の運営」、「自然の保全」、「国際交流」の4項目について“安城市が主体的に行う”の回答が多い結果となっていますが、それら以外の10項目では“安城市と市民が協働して行う”の回答の方が多く、市民協働の可能性を秘めていると考えられます。



【市民協働に関するアンケート調査結果概要】

- 調査対象：安城市在住の16歳以上の男女（無作為抽出）
- 調査方法：行政連絡員による配布と郵送による回収
- 調査時期：平成23年7月
- 回収状況：配布数2,000に対して、無効票を除いた有効回収数は1,033票で有効回収率は51.7%

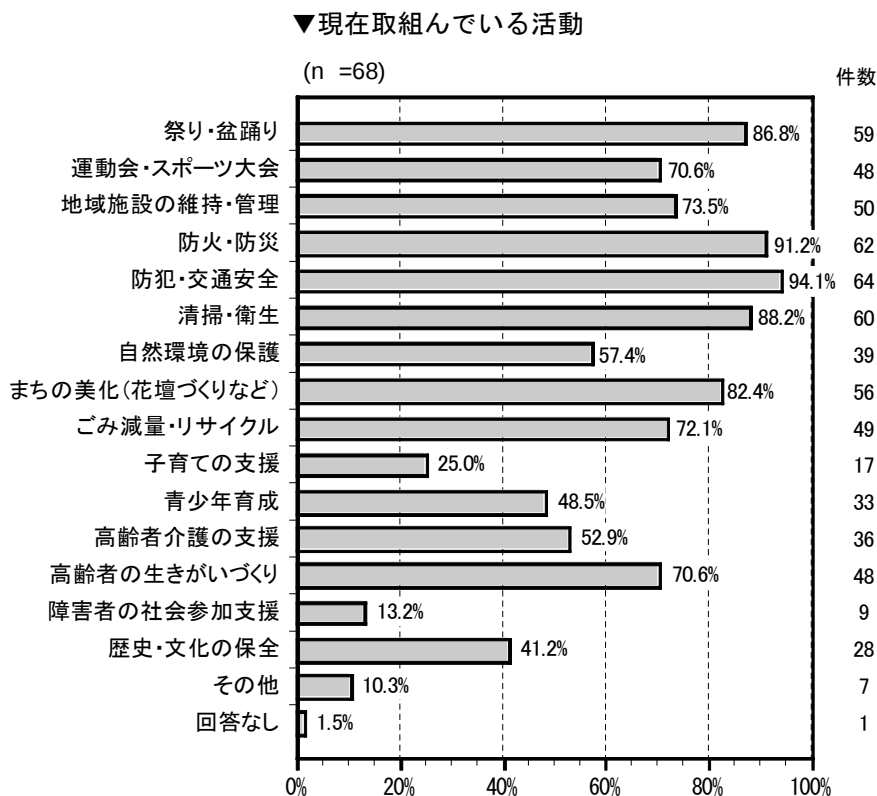
2 地域団体の視点からみた協働のまちづくり

平成24年9月に町内会を対象に実施した「市民協働に関する調査シート」の結果から、地域団体（町内会）の現状と課題について整理します。

(1) 町内会の現状について

① 防犯、防災、清掃活動などを中心に活動

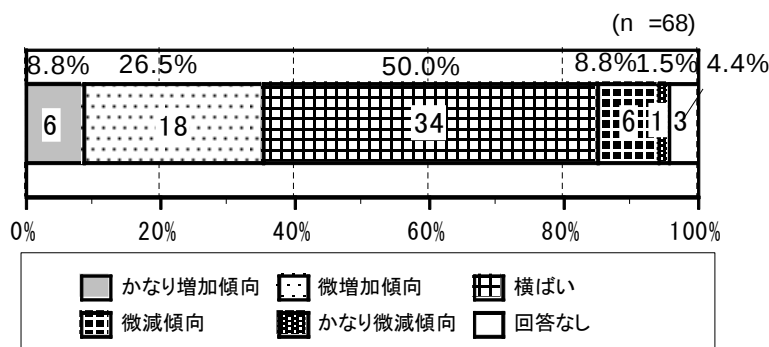
本市では、町内会を始めとして、消防団、子ども会など様々な地域活動が行われています。その中でも、市内に79ある町内会は、市民にとって一番身近な地域団体として、「防犯・交通安全（64町内会・94.1%）」、「防火・防災（62町内会・91.2%）」、「清掃・衛生（60町内会・88.2%）」、「祭り・盆踊り（59町内会・86.8%）」など様々な分野において重要な役割を担っています。



②町内会の加入率は横ばい傾向が多い

町内会の加入率は、「横ばい」という回答が34町内会（50.0%）で一番多く、「微増加傾向」と「かなり増加傾向」を合わせますと、24町内会（35.3%）で加入率が増加しています。

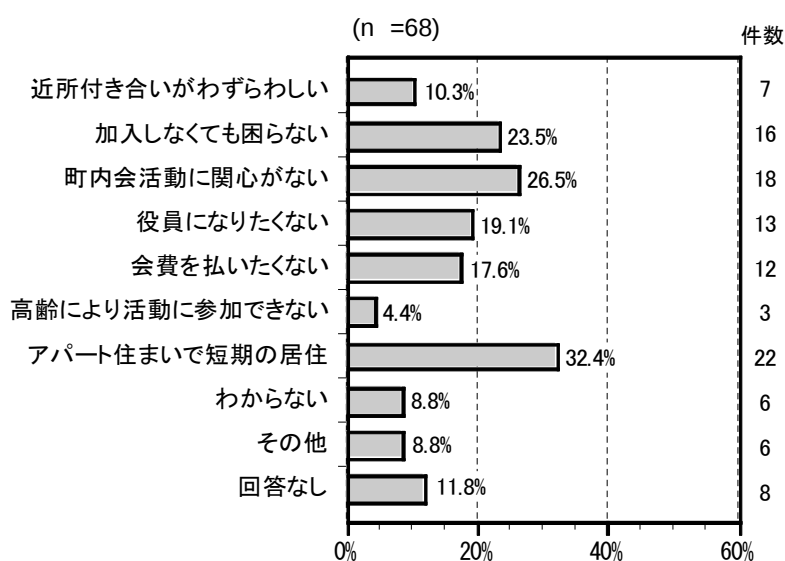
▼町内会加入率



③町内会に加入しない理由は、「短期の居住」、「活動に関心がない」

町内会に加入しない理由としては、「アパート住まいで短期の居住（22町内会・32.4%）」、「町内会活動に関心がない（18町内会・26.5%）」、「加入しなくても困らない（16町内会・23.5%）」が多くなっており、町内会でどんな活動が行われているのか、なぜ必要なのか、地域における町内会の役割に理解が乏しいことが伺えます。

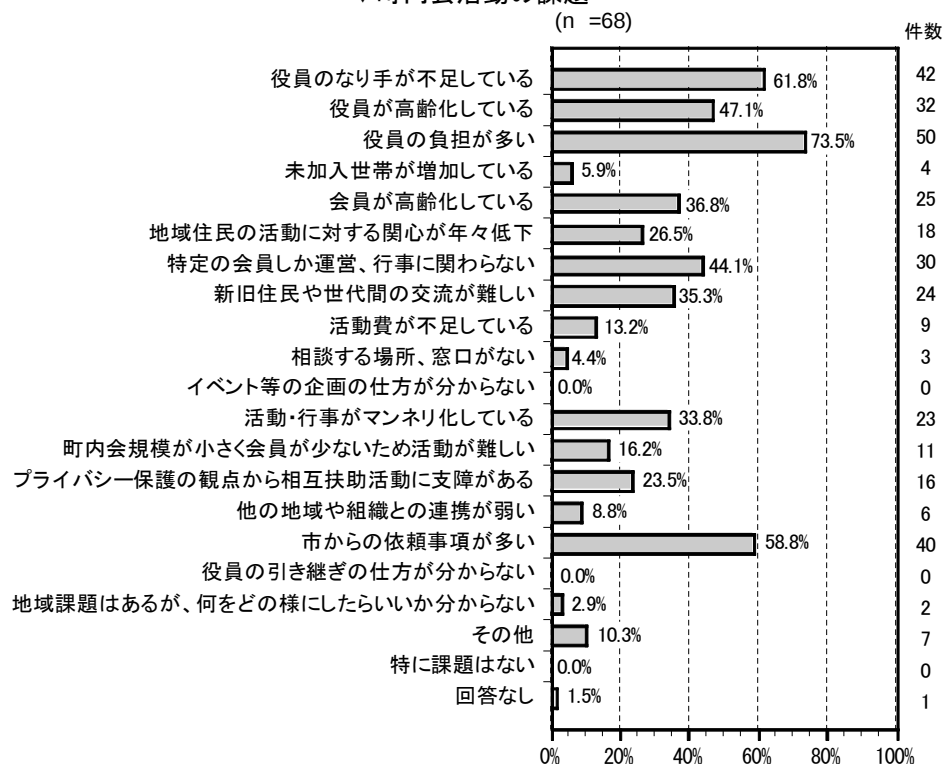
▼町内会に加入しない理由



④町内会役員の負担増、役員のなり手不足が課題

町内会活動の課題としては、町内会活動が多岐に渡っていることから「役員の負担が多い（50町内会・73.5%）」、「役員のなり手が不足している（42町内会・61.8%）」との回答が多くなっています。また、市からの依頼事項が多いこと、活動を担う人の偏りや高齢化、新旧住民や世代間の交流が難しいことも課題となっています。

▼町内会活動の課題

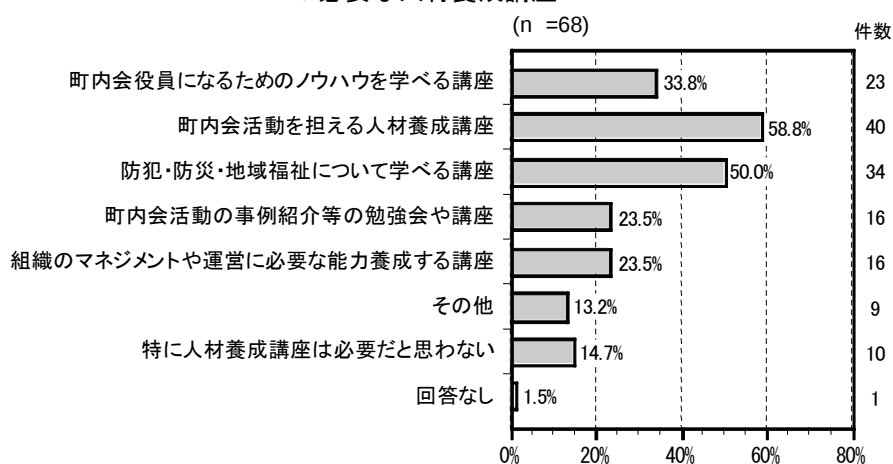


(2)今後の地域活動に向けて

①活動の担い手を養成する講座が必要

40町内会（58.8%）より、役員の負担増や担い手不足を解決するために「町内会活動を担える人材養成講座」が必要との回答があり、次いで34町内会（50.0%）から「防犯・防災・地域福祉について学べる講座」が必要とされています。

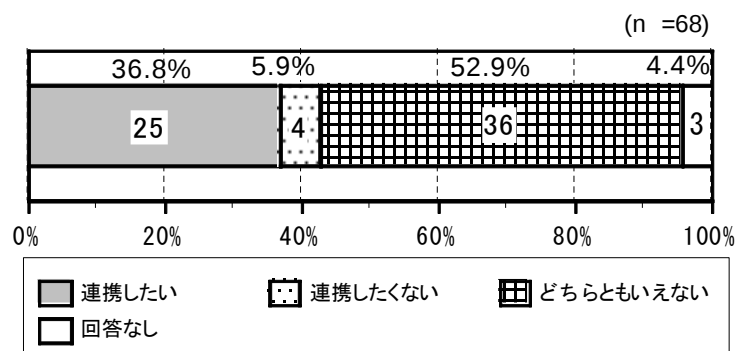
▼必要な人材養成講座



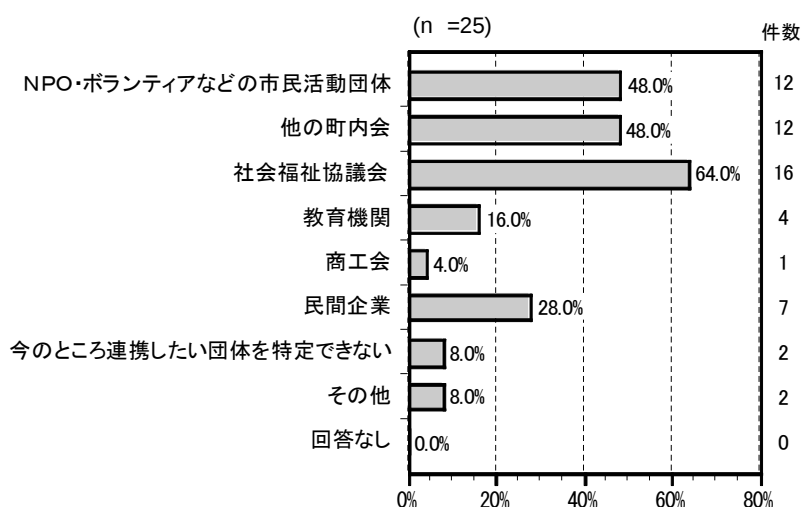
②社会福祉協議会との連携の推進

町内会及び町内公民館の活動を進めていくうえで、25町内会（36.8%）が他の団体と連携したいと回答しています。そのうち、連携したい団体としては、既に町内福祉委員会などで町内会と協働実績がある「社会福祉協議会（16町内会・64.0%）」が最も多く、次いで「他の町内会（12町内会・48.0%）」、「NPO・ボランティアなどの市民活動団体（12町内会・48.0%）」となっています。

▼今後の連携の可能性



▼連携したい団体



【安城市 市民協働に関する調査シート（町内会対象）結果概要】

- 調査対象：安城市内の全79町内会
- 調査方法：行政連絡員による配布と郵送による回収
- 調査時期：平成24年9月
- 回収状況：配布数79に対して、回収数は68票で有効回収率は86.1%

3 市民活動団体の視点からみた協働のまちづくり

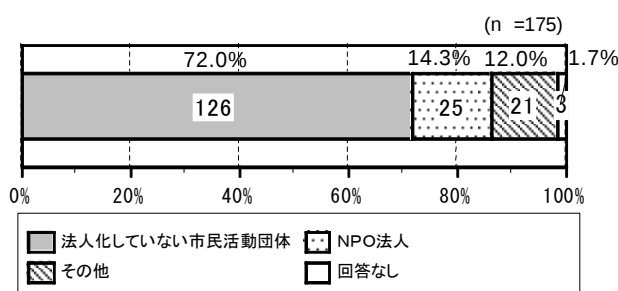
平成24年9月に市民活動団体を対象に実施した市民協働に関する調査シートの結果から、市民活動団体の現状と課題について整理します。

(1) 市民活動団体の概要について

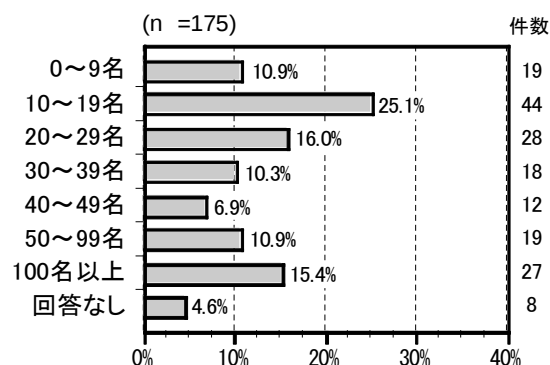
① 法人化していない草創期の市民活動団体が多い

本市における市民活動団体は、「法人化していない市民活動団体」が126団体（72.0%）で最も多く、会員数（総数）は10～19人が44団体（25.1%）となっています。また、年間の活動予算は、61団体（34.9%）が5万円以下で活動をしており、活動資金の獲得方法は、「会費・入会金」が113団体（64.6%）で多くなっています。

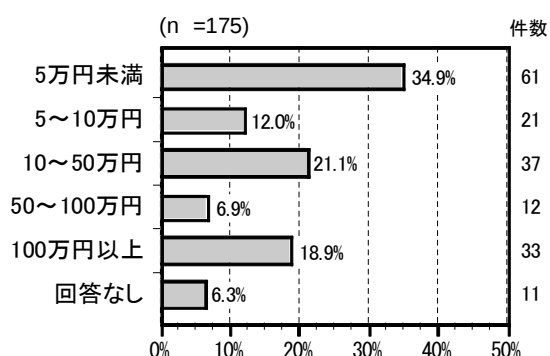
▼団体種別



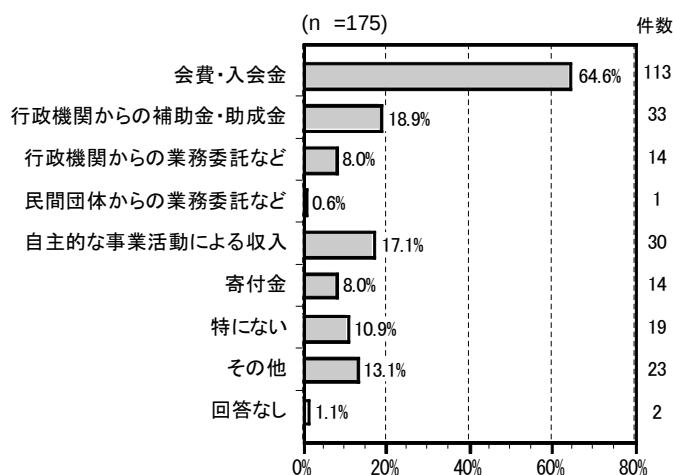
▼会員数（総数）



▼年間活動予算

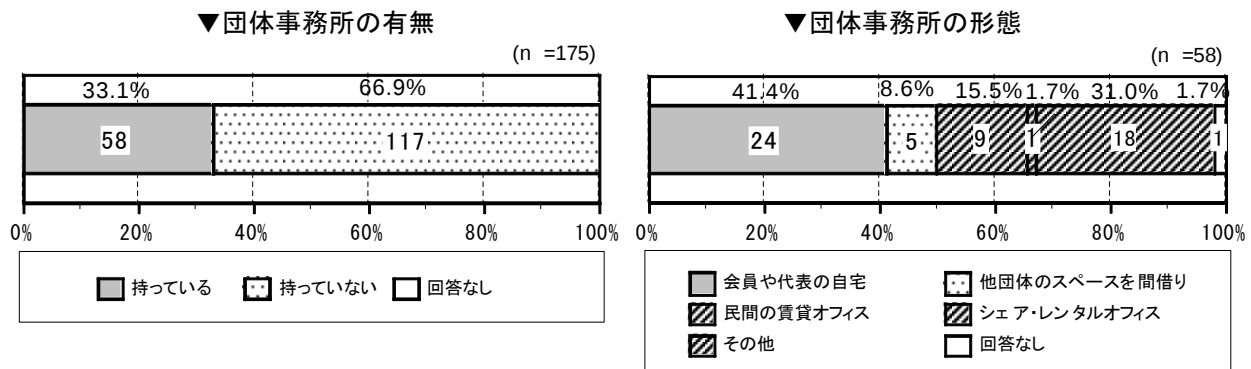


▼資金の獲得方法



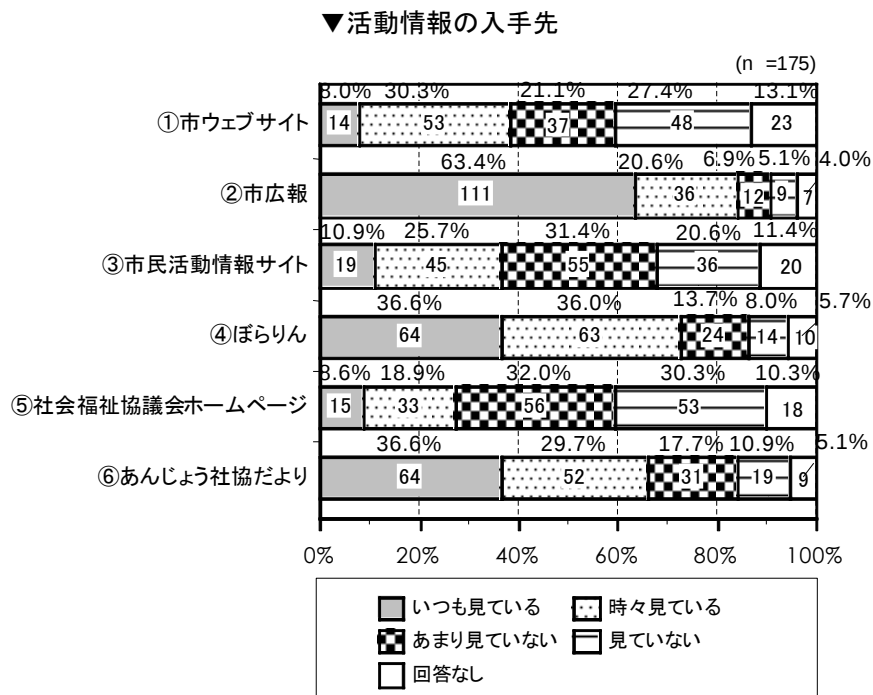
②事務所を持っても、自宅を使用している団体が多い

事務所を持っている団体は、58団体（33.1%）となっています。また、そのうち24団体（41.4%）が「会員や代表の自宅」を使用しています。



③活動情報は、市広報や市民活動センター情報誌など紙媒体から入手

活動に必要な情報は、市広報や市民活動センターが発行する情報誌「ぼらりん」、社会福祉協議会が発行している「あんじょう社協だより」など、紙媒体から入手しています。各ウェブサイトは、「市ウェブサイト」が38.3%、「市民活動情報サイト」が36.6%、「社会福祉協議会ホームページ」が27.5%と既存の団体への情報発信の方法としては、紙媒体の活用が有効です。

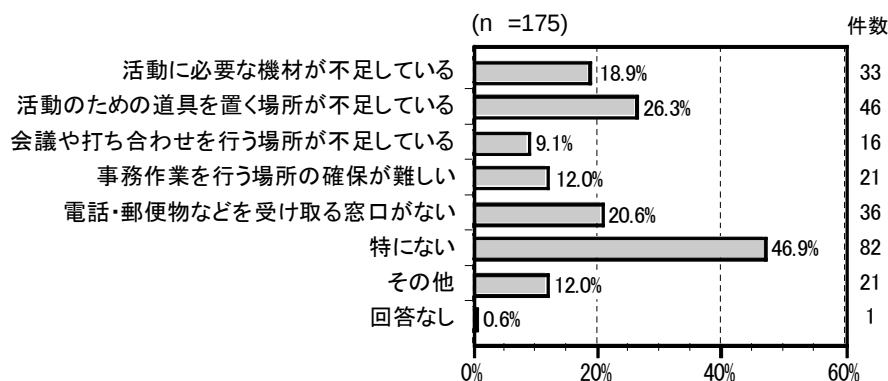


(2)市民活動の課題について

①活動場所の主な課題は、「道具を置く場所」の不足

活動場所に関する課題として、「活動のための道具を置く場所が不足している」が46団体（26.3%）あります。また、「電話・郵便物などを受け取る窓口がない」、「活動に必要な機材が不足している」についても、それぞれ36団体（20.6%）、33団体（18.9%）となっています。これらの背景として、代表者などの自宅を事務所としている団体が多く、生活スペースとは別に団体専用の荷物を置く場所や電話などの窓口の確保に苦慮しているためと考えられます。

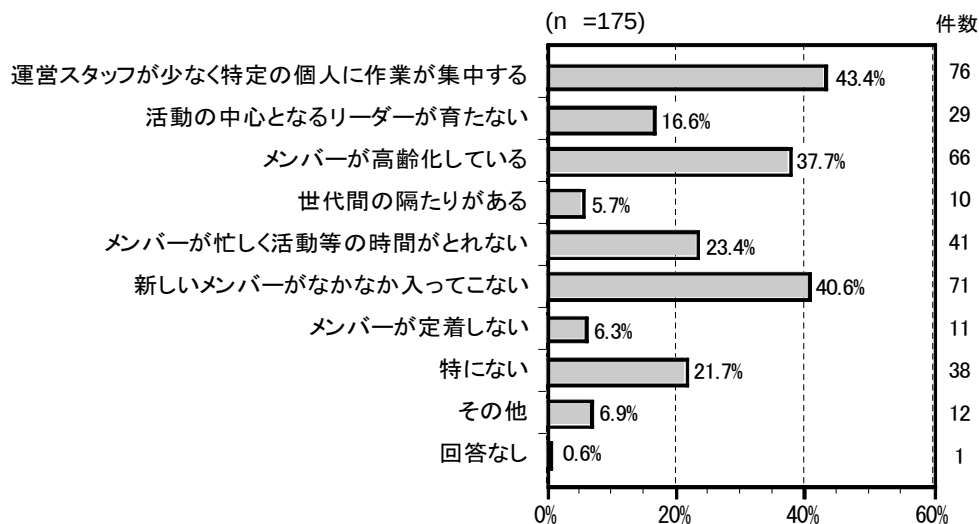
▼活動場所の課題



②人材に関する主な課題は、スタッフの固定化・高齢化と新規メンバーの獲得

人材に関する課題としては、「運営スタッフが少なく特定の個人に作業が集中する」の回答が76団体（43.4%）、「新しいメンバーがなかなか入ってこない」が71団体（40.6%）、「メンバーが高齢化している」が66団体（37.7%）と多く、運営スタッフの固定化・高齢化や新規メンバーの獲得が課題となっています。

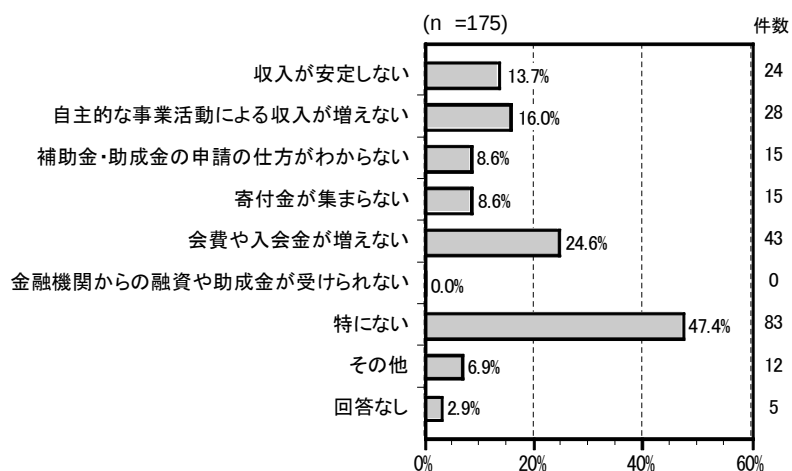
▼人材に関する課題



③資金面の主な課題は、会費や入会金が増えないこと

資金面に関する課題として、「特になし」の回答が83団体（47.4%）で最も多くなっています。その理由としては活動資金にあわせた（必要としない）活動を展開していることが考えられます。また、一方で「会費や入会金が増えない」ことが課題と答えた団体が43団体（24.6%）となっています。会費・入会金から活動資金を捻出している団体が一番多いことから考えますと、団体の自立に向けて資金調達の安定化と組織基盤の強化が必要です。

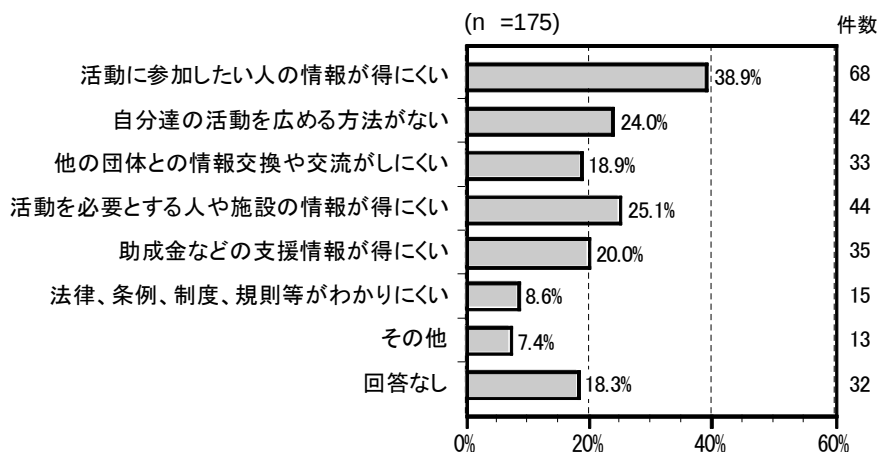
▼資金面の課題



④情報に関する主な課題は、情報のマッチングや活動のPR方法

情報に関する課題として、「活動に参加したい人の情報が得にくい」との回答が68団体（38.9%）で一番多くなっています。次いで、「活動を必要とする人や施設の情報が得にくい」が44団体（25.1%）、「活動を広める方法がない」が42団体（24.0%）と、情報のマッチングや活動のPR方法が課題となっています。

▼情報に関する課題

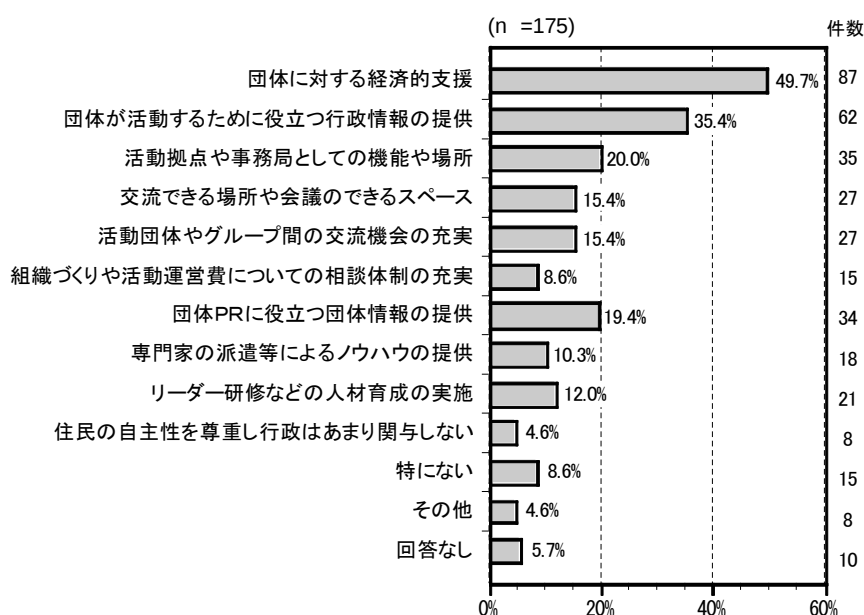


(3)市民協働の推進方策について

①団体に対する経済的支援が必要

市民活動をより活発にするための支援として、「団体に対する経済的支援」が87団体（49.7%）で最も多く、半数が必要と回答しています。資金面の課題で「特にない」の回答が一番多かったことから、現状では活動予算にあわせた活動を行っていると考えられますが、今後の活動の継続や拡大、新規事業へのチャレンジなどを考えて、経済的支援が求められていると考えられます。

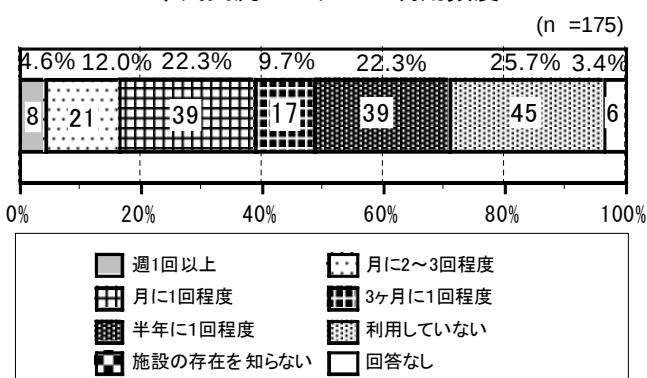
▼必要な活動支援



②70%以上の団体が市民交流センターを利用

市民交流センターを70%以上の団体が利用しています。そのうち「月に1回程度」と「半年に1回程度」が39団体（22.3%）で最も多く、「週に1回以上」利用している団体も8団体（4.6%）あります。

▼市民交流センターの利用頻度



③市民活動団体の自立に向けた、補助事業の検討が必要

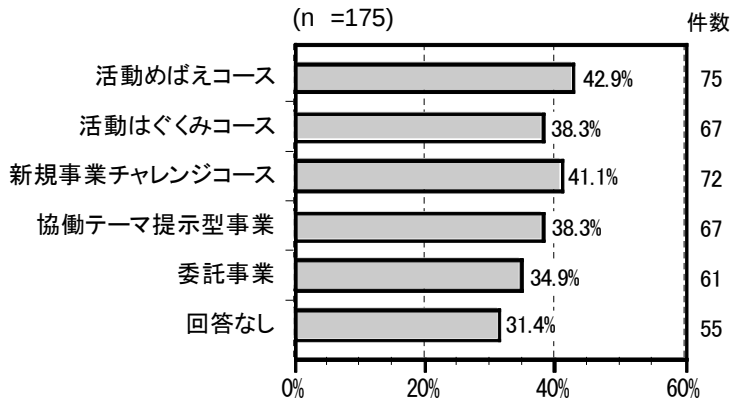
必要だと思う活動補助事業のコースについては、全てのコースで「必要だと思う」の回答が30%以上あります。

利用意向についても、「利用しない」の回答も多いものの、全てのコースで30%以上の利用意向（「利用したい」「今は利用しないが過去あれば利用した」「将来的に利用したい」）があります。

活動補助事業のコースの中では、「新規事業チャレンジコース」、「協働テーマ提示型事業」「事業委託」で利用したいとの回答が多くなっています。また、補助にあたっては、自己負担も必要と考えている団体が多くなっています。

なお、補助に際しては、資金面だけではなく、申請段階から事業の実施段階までのサポートも求められています。

▼必要だと思う活動助成
(n =175)



i) 活動めばえコース

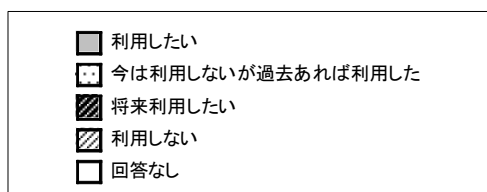
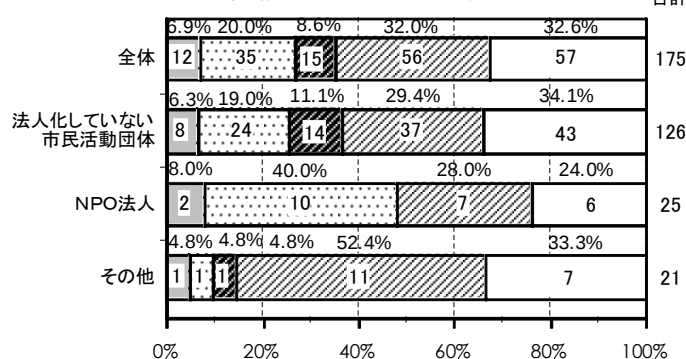
- これから活動を開始する、または活動をはじめたばかりの団体に助成する5万円程度を上限額としたコース

ii) 活動はぐくみコース

- 既に活動実績があるが、自立に向け3回程度に分けて段階的に助成する1回30万円程度を上限額としたコース

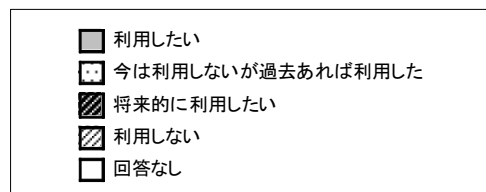
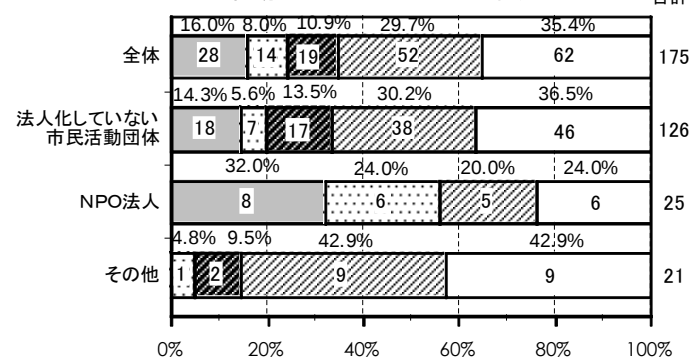
▼活動めばえコースの利用意向

合計



▼活動はぐくみコースの利用意向

合計

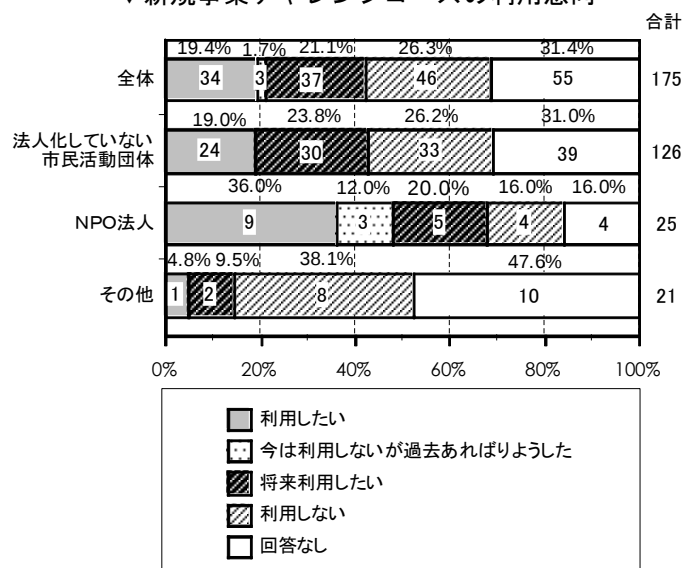


※各活動補助事業コースのグラフは、P16「▼団体種別」の結果とクロス集計を行っています。また、団体種別で「回答なし」だった団体数（3団体）を集計から除いています。

iii) 新規事業チャレンジコース

- ・既に活動実績があり自立した団体向けに、1回を限度として助成する30万程度を上限額としたコース

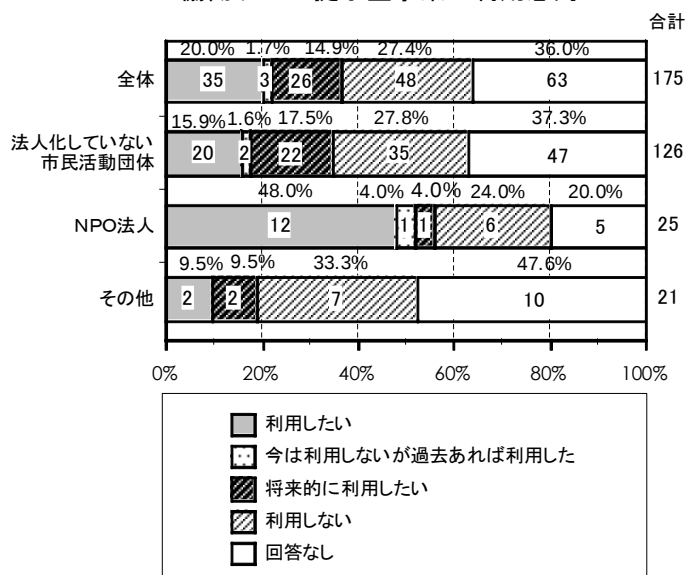
▼新規事業チャレンジコースの利用意向



iv) 協働テーマ提示型事業

- ・協働事業のテーマを市が設定し、団体が企画提案を行い実施するもの

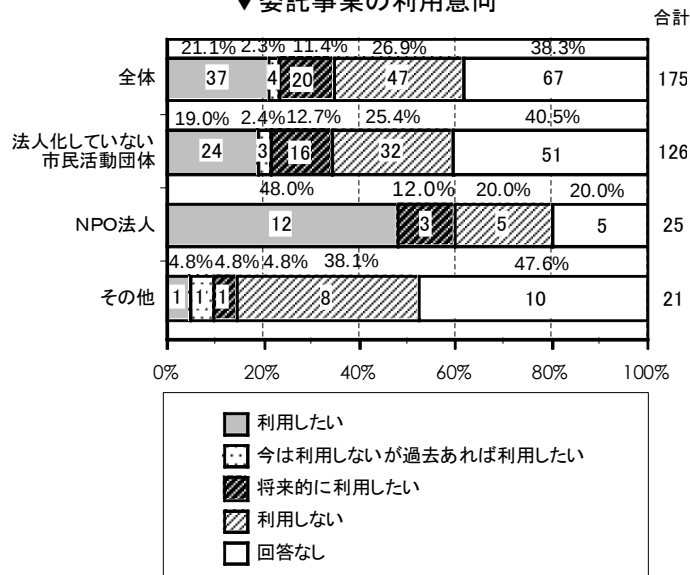
▼協働テーマ提示型事業の利用意向



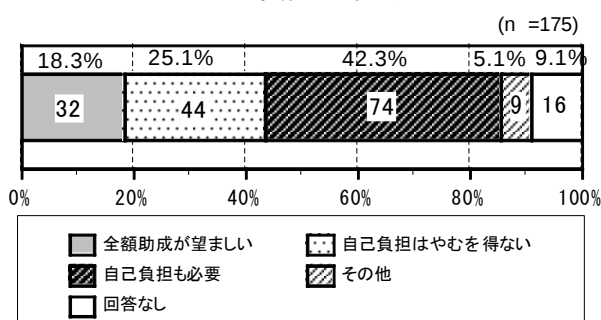
v) 委託事業

- ・市から業務の委託を行うもの

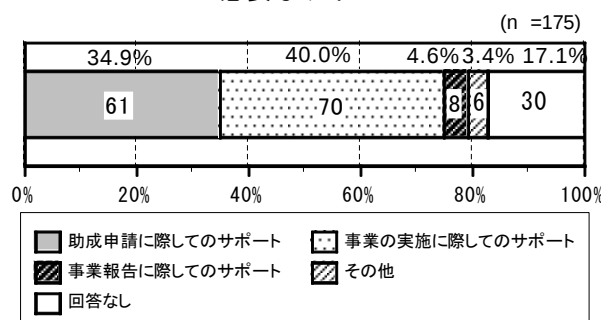
▼委託事業の利用意向



▼自己負担の考え方



▼必要なサポート

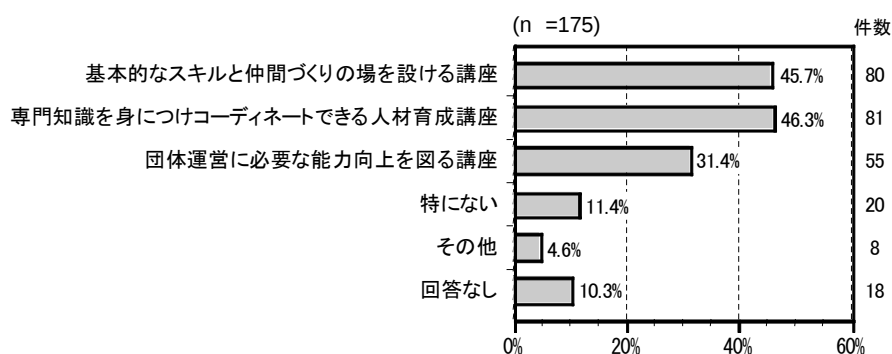


※各活動補助事業コースのグラフは、P16「▼団体種別」の結果とクロス集計を行っています。また、団体種別で「回答なし」だった団体数（3団体）を集計から除いています。

④基礎的な仲間づくり講座と専門的なコーディネート養成講座が必要

協働のまちづくりの担い手を育成するために必要な講座として、「基本的なスキルと仲間づくりの場を設ける講座」に80団体（45.7%）、「専門知識を身につけコーディネートできる人材養成講座」に81団体（46.3%）の回答があり、段階別に行う講座が必要とされています。

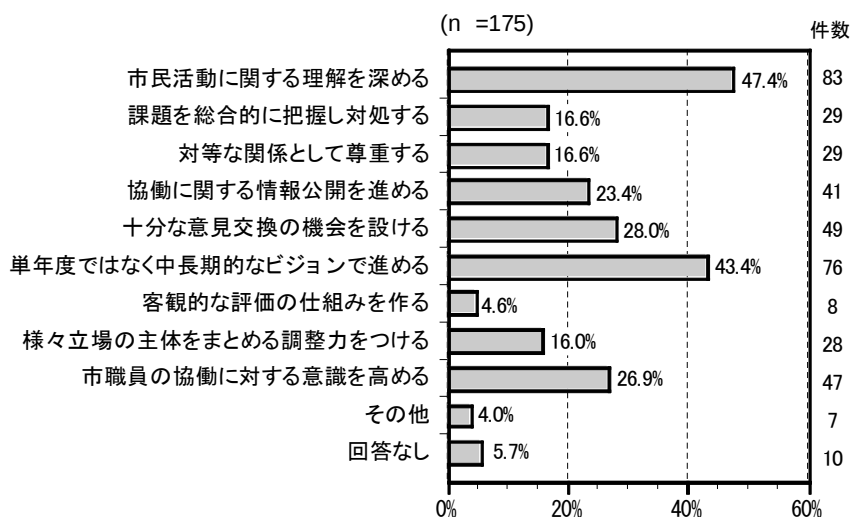
▼必要な人材養成講座



⑤市民活動に関する理解の促進と協働に関する中長期的なビジョンが必要

本市において必要な取組として、「市民活動に関する理解を深める」が83団体（47.4%）で最も多くなっています。次いで「単年度ではなく中長期的なビジョンで進める」が76団体（43.4%）と続き、市職員の市民活動に関する理解の促進と市民協働の推進に関する中長期的なビジョンが必要とされています。

▼安城市に必要な取組



【安城市 市民協働に関する調査シート（市民活動団体対象）結果概要】

- 調査対象：安城市市民交流センターに登録している260団体
- 調査方法：行政連絡員による配布と郵送による回収
- 調査時期：平成24年9月
- 回収状況：配布数260に対して、回収数は175票で回収率は67.3%

4 市民協働をとりまく主な課題

「1 市民の視点からみた協働のまちづくり」、「2 地域団体の視点からみた協働のまちづくり」、「3 市民活動団体の視点からみた協働のまちづくり」から、本市における市民協働をとりまく主な課題を「人材の育成（人材）」、「活動場所の充実（場所）」、「財政的支援（資金）」、「情報の収集及び提供（情報）」に基づき整理すると以下のとおりです。

人材

1 協働意識の醸成と多様な担い手の育成

●市民の自治意識の高揚

- ・協働には、身近な暮らしの課題について、まず自ら取り組むという姿勢が必要です。そのためには、市民の自治意識を育て高めるための啓発活動に、より積極的に取り組むことが求められています。

●地域で活躍する人材の発掘及び育成

- ・町内会活動は、活動の担い手が不足しており、活動している人の偏りや役員の負担増がおこっています。そのため、働き盛り世代に町内会活動への参加を促すなど、地域における人材発掘及び人材育成が必要です。
- ・今後の協働の担い手として、団塊の世代を含む多くの元気な高齢者が期待できることから、これらの人材が市民活動へ自発的に参加する仕組みづくりが必要です。また一方で、これらの層はサービスの受け手となることから、急増するニーズに対して多様な主体が連携し、積極的に地域で課題を解決していくことが求められます。

●協働を推進するコーディネーター的役割の人材の育成

- ・市民活動が活発化する一方で、担い手の不足や新たな人材を獲得するノウハウが不足している団体が多くなっています。そのため、市民活動などを始めたい個人と市民活動団体をマッチングしたり、地域団体と市民活動団体、市民活動団体間の連携をコーディネートできる人材の育成が必要です。

●市職員の市民協働に関する理解の促進と協働意識の向上

- ・市民等との協働を推進するためには、市職員の協働意識の向上が不可欠ですが、必ずしも市民協働への理解及び担当業務における市民協働の推進への意識が高くありません。そのため、市民協働への前向きな取り組みや市民活動団体への理解の促進が必要です。また、市職員は、協働の担い手としてスキルアップのための研修や講座等に積極的に参加し、研鑽を図っていくことが求められています。

2 市民活動拠点施設の活用と交流機会の拡大

場所

●市民活動センターと各公共施設の連携の強化

- ・市民活動センターは、周知に伴って利用率が高まり、需要の多い時期や曜日には利用が集中して予約が取りにくい時があります。そのため、青少年の家や福祉センター、各地区公民館等と連携し既存施設の有効活用を図ることが必要です。
- ・市民活動団体の多くは、代表者や会員の自宅を事務所としているため、活動に必要な機材を置くスペースや電話、郵便物などを受け取る窓口が求められており、活動をサポートできるような施設の有効活用が必要です。

●世代間の広がりづくりと活動組織のリニューアルの促進

- ・多くの市民活動団体でメンバーが高齢化しています。また、若い人（後継者）と市民活動団体を積極的につなげ、世代間の広がりをつくることが不足しています。そのため、20歳代・30歳代などの若い人でも気軽に参加できるイベントの企画・実施、PR方法が必要です。組織の新陳代謝を促進し、10年後を見据えた協働のまちづくりの受け皿となる活動団体の育成を行うことが必要です。

●町内会同士との連携や町内会と市民活動団体の連携の強化

- ・既に市民活動団体や他の町内会と連携している町内会や今後他の団体と連携したい町内会も多いことから、町内会の実情や活動テーマに応じて、市民活動団体や他の町内会、社会福祉協議会などとの連携強化が必要です。

3 市民活動団体の組織基盤の強化

資金

●協働する団体を育成する資金補助制度の創設

- ・市民活動団体のなかには、必要な活動資金を確保できずに、活動が停滞していたり、新たな活動を展開したりすることができない団体があります。また、本市では、市から個別事業に対する市民活動団体への補助制度はありますが、市民活動を始めるきっかけづくりのための支援やNPO法人の設立支援、活動を複数回に分けて段階的に支援する資金補助制度がないため、新たな補助制度の創設により、市民活動団体の組織基盤を強化し、協働を推進する市民活動団体の自立を促すことが必要です。
- ・新たな補助制度の創設にあたっては、活動の企画提案書や事業報告書など各種申請書類の作成や事業の実施までをサポートし、企画提案能力や書類作成能力を持った団体を育成することが必要です。

4 情報流通・交流の促進と多様な主体間のネットワークづくり

●協働によるまちづくりや市民活動に対する理解促進とPR

- ・「協働」に対する理解はもとより、言葉自体の認知度も低い状況であるため、市民活動の内容や協働の事業例など、市民協働のまちづくりに関する周知活動が必要です。また、既存の紙媒体（広報誌）の活用など、市民活動や地域活動に取り組んだことのない人（年齢層）や情報格差に配慮した、戦略的な情報発信が求められます。

●活動を広げたり継続していくためのノウハウ等の支援と協働の支援

- ・市民や市民活動団体のなかには、自身の活動を広げるために長所をわかりやすくアピールする力が不足している団体が多数あります。そのため、「すでに協働に取り組んでいる団体」に対しては、活動を継続・発展させる専門的なサポートが、「これから協働を行う団体」に対しては、すでに協働に取り組んでいる団体のノウハウの水平展開を図るサポートが必要です。

●市民活動を始めるきっかけづくりと、協働するための情報交換や交流の機会の拡大

- ・市民活動に参加したい人が潜在的に存在していますが、いつも特定の人達为中心になって活動を行っており、参加する市民や市民活動団体の層が広がらない状況が見受けられます。そのため、市内にどんな団体があり、どんな活動を行っているのか、団体情報（組織、活動）の整理を行い、潜在的な市民活動参加希望者に対する情報提供や団体相互の情報交流を推進する仕組みづくりが必要です。



第3章 安城市がめざす協働の姿

1 基本理念

本市では、「安城市市民協働推進条例」を平成24年10月に施行し、本市における市民協働の推進に関する基本的事項を定めています。

この条例において、市民協働の基本理念を次のようにしています。

安城市市民協働推進条例

(基本理念)

第3条 市民協働は、次に掲げる理念にのっとり推進するものとする。

- (1) 互いに自立し、自主的に行動すること。
- (2) 互いを尊重し、対等な関係を保つこと。
- (3) 互いの考えを理解するよう努め、特性を生かすこと。
- (4) 目標を共有し、その達成に努めること。
- (5) 情報の公開に努め、透明性を確保すること。
- (6) 活動を互いに評価し、改善に努めること。

本計画においても、この基本理念に基づき、市民協働を推進していくこととします。

また、安城市市民協働推進計画のキャッチフレーズを指針と同じく継承し、次のとおりとします。

「安城市市民協働推進計画」キャッチフレーズ

みんなで吹かそう！ 協働の風

2 基本方針

【基本方針1】 市民協働に関する 情報の収集及び提供

- 市民協働の推進には市民活動に関する理解の促進が必要不可欠であることから、多様な手法・媒体を通して、市の取り組みや市民協働に関する情報をわかりやすく提供することで市民の協働意識の醸成を図ります。
- 市民活動団体の組織や活動をPRすることで、市民の関心を高め、市民活動への参加のきっかけづくりを行います。

【基本施策】

(1)協働意識の醸成

(2)多様な媒体を活用した情報の発信・共有

(3)市民活動への参加のきっかけづくり

【基本方針2】 市民協働の 担い手の育成

- 市民活動を支える基礎は人材であることから、市民の関心やニーズに応じて、市民活動について様々な学習や活動の機会を提供するとともに、活動の充実に向けて市民活動団体間の連携を促進し、担い手の育成・活用を図ります。
- 市民協働に関する市職員の意識改革を推進するため、市職員のスキルアップ研修の実施だけではなく、NPO法人の現場を体験できる研修等を通じて、共に汗を流すという意識を持った職員を育成します。

【基本施策】

(1)担い手の育成・活用

(2)市職員の意識改革の推進

**【基本方針3】
市民活動がしやすい
環境整備と
活動の支援**

- 市民協働や市民活動を活性化するには市民活動団体等が会議や作業など活動する場と資金確保が必要不可欠であることから、市民活動の拠点となっている市民活動センター等の施設の連携・活用と市民活動センターのコーディネート機能の充実を図ります。
- 財政的側面や専門的なノウハウの提供等といった側面から市民活動の立ち上げや成長と自立を支援します。

【基本施策】

(1)市民活動拠点施設の活用

(2)市民活動センター機能の充実

(3)市民活動への財政的支援等の充実

(4)専門家派遣による市民活動支援の実施検討

**【基本方針4】
市民協働の
推進体制の充実、
仕組みづくり**

- 市民協働を推進するため、市職員の意識改革や協働推進のための体制を整えるとともに、市民と行政、市民活動団体同士の間にとって協働のコーディネートや支援を行う中間支援組織の設立を支援します。
- より多くの人が協働の意義や内容について関心を高め、理解できるよう、協働事業の実施後の評価を行い、それを広く公開して透明性を確保します。

【基本施策】

(1)市民協働の推進・連携体制の構築

(2)中間支援組織の設立支援

(3)協働事業の評価・報告・公表



第4章 市民協働推進のための施策

基本方針1 市民協働に関する情報の収集及び提供 【情報発信】

【施策の体系】

市民協働に関する情報の収集及び提供

(1) 協働意識の醸成

(2) 多様な媒体を活用した情報の発信・共有

(3) 市民活動への参加のきっかけづくり

(1) 協働意識の醸成

協働に対する市民意識の高揚を図るため、市民協働に関するシンポジウム・フォーラムの開催や指針に関する出前講座により、市民協働についての周知・啓発を行います。また、協働事例集を作成し、広く協働の現場紹介することで、市民に市民活動団体の活動内容や協働事業の効果に対する理解を促し、市民の協働意識を醸成します。

<主要事業>

事業名	事業内容	実施時期
協働シンポジウム・フォーラム開催事業	協働の理念や手法について広く一般市民に周知するためのシンポジウム・フォーラムを開催する。	短期
「市民協働出前講座」事業	指針や市民協働推進計画について広く市民に周知し啓発するために、各地域に出向き「出前講座」を開催する。	短期
★「協働事業事例集」発行事業	市内における市民活動及び協働に関する身近な協働事例を整理し発行することで、「協働」をわかりやすく市民に周知する。	短期

※主要事業における「短期」、「中期」の実施時期は、「短期」が1～2年を目安に実施するもの、「中期」が3～5年を目安に実施するものとします。

★印はスタートアップ・プログラム（第5章）。

(2)多様な媒体を活用した情報の発信・共有

情報を受ける側、発信する側双方を考慮し、適切な媒体を利用した情報発信を行うため、市民活動情報サイトなどのウェブサイトやソーシャルメディア^{※1}、メールマガジンなどの電子媒体と広報あんじょう、市民活動センター情報誌、生涯学習情報誌「あんてな」などの紙媒体の双方を戦略的に活用して情報発信・共有を行います。また、多くの市民が参加するイベントにおいてPRブースや掲示板の設置など「口コミ」を利用した市民活動のPRを行います。

<主要事業>

事業名	事業内容	実施時期
市民活動活性化事業 (情報受発信)	安城市民交流センターにおいて、市民活動情報サイトの管理、メールマガジンや情報誌の発行等により情報の受発信を行う。また、交流センターまつりやわくわく交流会の実施など、人と人を繋ぐ交流によって情報の提供を行う。	実施中
情報共有促進事業 (ウェブサイト及び ソーシャルメディア の活用)	市民活動に関する情報を市民活動情報サイトに一元化し、ポータルサイト ^{※2} としての機能の充実を図る。また、情報の出し手、受け手双方向からの情報交換・共有を促すため、フェイスブック ^{※3} などのソーシャルメディアを活用する。	実施中
情報共有促進事業 (団体登録情報共有 化)	市民活動センターや生涯学習ボランティアセンター、青少年の家などで行っている団体登録制度の情報の共有化を図る。	中期
情報発信強化事業 (市広報や各種たよ りなど紙媒体の活 用)	「広報あんじょう」において、市民活動団体や協働事例の紹介などを行う市民協働コーナーを設けて、紙媒体による情報発信の強化を図る。	短期
市民協働PR事業 (集客施設・イベン トにおける情報掲 示板やPRブースの 設置)	七夕まつりなどの集客イベント、商業施設などの集客施設において、市民協働に関する掲示板やPRブースの設置を図る。	中期
町内会加入促進事業 (町内会への加入促 進に向けた啓発)	市ウェブサイトなどによる啓発や市窓口での転入手続き時に、町内会への加入を呼びかけるチラシの配布を行う。	実施中

<社会福祉協議会の関連事業>

事業名	事業内容	実施時期
企画広報事業(あん じょう社協だよりの 発行)	社会福祉協議会の取り組みや地区社会福祉協議会及び町内福祉委員会等の取り組み、地域福祉活動を進めていく上で役立つ情報などを広く市民に提供する。	実施中

(3)市民活動への参加のきっかけづくり

市民活動に関心のある市民や既存の市民活動団体が、新たな活動を始めたり、活動の幅を広げ、多様な活動へとつながるよう、市民活動を始めたい個人と団体のマッチングや協働したい団体と団体同士のマッチングを行うなど、市民活動への参加のきっかけづくりを行います。また、そうした市民と団体との間をつなぐ相談窓口の充実を図ります。

<主要事業>

事業名	事業内容	実施時期
悠々熟年世代の生きがい探し講座事業	協働のまちづくり人材を発掘するため、団塊の世代をはじめとした熟年世代を対象にファイナンシャルプラン講座やボランティア講座、趣味・教養講座など定年後の暮らし全般に役立つ連続講座を開催する。また、講座修了者がボランティア活動や地域活動などの多様な活動へ主体的に参加できるよう支援を図る。	短期
きっかけマッチングコーディネート事業	ボランティア活動や町内会活動など市民活動に興味はあるが、参加するきっかけがつかめない市民を対象に、市民活動センターにおいて協働コーディネーターが相談を受け、団体を紹介する相談業務を行う。また、市民活動を始めたい人が、既に市民活動を行っている人に体験談を聞く、マッチングセミナーを開催する。	中期
協働事業お見合いコーディネート事業	協働事業の実施に向けて、協働したい団体を対象に市民活動情報サイトによる協働パートナーの募集や市民活動センターにおける個別相談マッチング、市民活動団体交流会における集団マッチングを行う。	中期
市民活動活性化事業（市民活動団体支援）	安城市民活動センターにおいて、市民活動に関する情報を収集し、館内掲示や配布により広く情報の発信を行う。また、相談を受けることで、個人と団体もしくは団体と団体のマッチングを行う。	実施中

<社会福祉協議会の関連事業>

事業名	事業内容	実施時期
ボランティア活動振興事業（ボランティアセンターの運営）	ボランティア活動を行いたい人と、ボランティアの手助けがほしい人とのマッチングと、ボランティアとして活動したい人やグループ・団体からの相談やボランティアの協力を求めている人からの相談を行う。	実施中

※1 ソーシャルメディア：ブログ、twitter（ツイッター）、facebook（フェイスブック）に代表されるインターネットを利用してユーザーが情報を発信し、あるいは相互に情報をやり取りする情報の伝達手段。

※2 ポータルサイト：インターネットで利用者が最初にアクセスするホームページのこと。ポータルとは「入り口」や「玄関」という意味。一般利用者にとっての代表例としてYahoo！（ヤフー）やGoogle（グーグル）などがある。

※3 フェイスブック：インターネット上で利用されているSNS（ソーシャルネットワークサービス）で、実名で登録する点が特徴。ウォールと呼ばれる掲示板に写真、動画、Webサイトへのリンクなどを投稿したり、「いいね！」ボタンやコメントの活用によってコミュニケーションの活性化が図ったり、イベント機能でイベントの告知や参加申込を受付けるとことができます。

基本方針2 協働の担い手の育成【人材育成】

【施策の体系】

市民協働の担い手の育成

(1) 担い手の育成・活用

(2) 市職員の意識改革の推進

(1)担い手の育成・活用

市民活動を広い分野で活発に行っていくには、多様な活動を行う担い手の育成が必要不可欠であるため、市民活動に興味はあるが今は何も活動していない人から、既に何らかの市民活動に参加している人、さらなる活動に取り組みたい人まで、市民活動に関して、さまざまな講演会や講習会を実施します。また、市民活動団体や市民が情報交換、意見交換できる交流会・発表会の開催や町内会における人材育成に努め、今後の協働の担い手の育成・活用を行います。

<主要事業>

事業名	事業内容	実施時期
市民活動活性化事業 (人材・団体育成事業)	安城市民交流センターにおいて、市民活動に造詣が深い人や先進的な活動を行っている団体・個人を招いて、スキルアップ講座及びわくわくサロンを開催し、日ごろから市民活動している団体や市民活動に関心がある市民に学ぶ機会を提供する。	実施中
悠々熟年世代の生きがい探し講座事業 【再掲】	協働のまちづくり人材を発掘するため、団塊の世代をはじめとした熟年世代を対象にファイナンシャルプラン講座やボランティア講座、趣味・教養講座など定年後の暮らし全般に役立つ連続講座を開催する。また、講座修了者がボランティア活動や地域活動などの多様な活動へ主体的に参加できるよう支援を図る。	短期
★協働のまちづくり 人材養成講座事業	ワークショップ※ ⁴ を通じて、市民や市職員が協働のまちづくりに関する基本的な知識やスキルを共に学び合い、協働のまちづくりを実践する仲間づくりができる講座を開催する。	短期
協働コーディネーター 育成事業	初級・中級・上級編の講座により、安城市内各施設及び市役所内で活躍する協働コーディネーターを育成する。	中期

★印はスタートアップ・プログラム（第5章）。

※4 ワークショップ：問題解決やトレーニングの手法で、住民参加型まちづくりにおける合意形成の手法としてよく用いられている。一方通行的な知や技術の伝達でなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で何かを学びあったり創り出したりする、双方向的な学びと創造のスタイル。

事業名	事業内容	実施時期
市民活動団体交流及び活動発表会事業 (わくわく交流会事業)	団体がお互いの活動を紹介し、まちづくり活動を行う市民や団体同士が交流し、お互いに知り合い、共に学び合いながら、それぞれの特徴を活かして、相互連携・仲間づくりにつなげていく交流会・発表会を開催する。	短期
町内会ノート研修事業	町内会長連絡協議会において、新任町内会長向けに、新たに町内会の役員になる場合に必要最小限の知識やノウハウを学ぶ研修を、町内会ノートを基に行う。	実施中
町内公民館活動事例発表会開催事業	町内公民館活動推進モデル地区を指定し、公民館活動の充実を図るとともに、公民館事業の事例発表を行う。	実施中
町内会長連絡協議会パソコン講座事業	町内会長連絡協議会において、パソコン操作など町内会の運営に必要な能力の向上を図る講座を開催する。	実施中

＜社会福祉協議会の関連事業＞

事業名	事業内容	実施時期
ボランティア活動振興事業（講座及びセミナー）	園芸福祉ボランティア入門講座や手話基礎講座など、ボランティア人材を育成するための講座や、ボランティアのためのパソコン講座といったボランティアの事務処理等のスキルアップを図る講座を開催する。	実施中
地域福祉活動推進事業（地区社会福祉協議会会長連絡会主催事業の開催）	町内福祉委員会の組織力を強化するため、新任福祉委員研修会や町内福祉委員会全体研修会等を開催する。	実施中
地域福祉活動推進事業（地域福祉活動講座等事業）	防災・福祉の研修会など、生活に密着した講習会を実施し、個別テーマごとの実践者の育成を行うとともに、他の地域団体での先進的な活動事例などを紹介し、活動のヒントを得られるような研修会を開催する。	実施中
町内会活動発表会開催事業（自主防災組織活性化事業、地域見守り活動モデル事業）	モデル事業を実施した町内会等の活動を市内の他の町内会に波及させるため、実際にどのように取り組んできたのか、そのノウハウや活動の秘訣などを紹介する活動事例発表会を開催する。	実施中

(2)市職員の意識改革の推進

職員の協働に対する理解促進と意識改革、市の協働事業の推進を図るため、協働をテーマとした職員向けの研修を実施します。また、研修を通じて市民との協働の実践体験の機会を設けるため、主として市民を対象に開催する「協働のまちづくり人材養成講座」への参加を促します。

<主要事業>

事業名	事業内容	実施時期
★職員向けの市民協働研修事業	協働のまちづくりを推進していく上で、市職員に必要とされる考え方や姿勢及び市民との関係を育む手法を習得するため、研修会を開催する。また、知識だけではなく市民活動団体の活動を目で見て、肌で感じ理解を深めるため、体験研修を行う。	短期
職員NPO法人派遣研修事業	市職員がNPO※ ⁵ 活動に従事することでNPO法人に関する相互理解を深めることを目的として、市職員を短期間NPO法人へ研修のため派遣する。	中期
★協働のまちづくり人材養成講座事業【再掲】	ワークショップを通じて、市民や市職員が協働のまちづくりに関する基本的な知識やスキルを共に学び合い、協働のまちづくりを実践する仲間づくりができる講座を開催する。	短期

★印はスタートアップ・プログラム（第5章）。

※5 NPO：「NPO（Non Profit Organization の略）」とは、社会や地域のために自主的に活動しているボランティア団体、市民活動団体、特定非営利法人などの民間の非営利活動団体。「NPO法人」とは、NPOのうち特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得したもの。

基本方針3 市民活動がしやすい環境整備と活動の支援【場と支援】

【施策の体系】

市民活動がしやすい環境整備と活動の支援

(1) 市民活動拠点施設の活用

(2) 市民活動センター機能の充実

(3) 市民活動への財政的支援等の充実

(4) 専門家派遣による市民活動支援の実施検討

(1) 市民活動拠点施設の活用

市民活動の拠点になっている市民活動センターや地区公民館、地区福祉センター等の公共施設が、市民活動団体や地域団体にとってより一層利用しやすいものになるよう施設の管理・運営に努め、連携を図ります。

また、地域団体の活動拠点ばかりではなく、身近な地域防災拠点としての役割も果たしている地区集会施設（町内公民館）の新設・修繕、設備の充実に対する補助を行います。

<主要事業>

事業名	事業内容	実施時期
市民活動活性化事業 （市民活動センター登録団体への支援）	市民活動のサポート拠点として、安城市民交流センター内に市民活動センター「わくわくセンター」を設置し、市民活動センター登録団体に対して、活動室・和室・作業室及び印刷製本機器・貸ロッカー等を無料で使用できるようにする。	実施中
地区公民館管理・運営事業	学習機会や交流の場であるとともに、地域に軸足を置いた地域のまちづくり、ひとづくりの拠点としての役割を果たす。	実施中
地域福祉センター管理・運営事業（福祉の拠点づくり事業）	地域福祉活動を推進するための拠点施設として、福祉センターの管理運営を行う。	実施中
町内公民館建設費等補助金	地域の住民が文化的活動、教育的活動、その他組織的な活動を行なうための町内公民館の建設・改修する場合に要件に応じて費用の一部を補助する。	実施中

(2)市民活動センター機能の充実

ボランティアやNPOなど、さまざまな市民活動をサポートする拠点施設である市民活動センターが有する情報受発信機能や相談・コーディネート機能、人材・団体育成機能の充実に努めます。

<主要事業>

事業名	事業内容	実施時期
市民活動活性化事業 (情報受発信) 【再掲】	安城市民交流センターにおいて、市民活動情報サイトの管理、メールマガジンや情報誌の発行等により情報受発信を行う。また、交流センターまつりやわくわく交流会の実施など、人と人を繋ぐ交流によって情報の提供を行う。	実施中
市民活動活性化事業 (市民活動団体支援)【再掲】	安城市民活動センターにおいて、市民活動に関する情報を収集し、館内掲示や配布により広く情報の発信を行う。また、相談を受けることで、個人と団体もしくは団体と団体のマッチングを行う。	実施中
市民活動活性化事業 (人材・団体育成事業)【再掲】	安城市民交流センターにおいて、市民活動に造詣が深い人や先進的な活動を行っている団体・個人を招いて、スキルアップ講座及びわくわくサロンを開催し、日ごろから市民活動している団体や市民活動に関心がある市民に学ぶ機会を提供する。	実施中
「団体登録申請書・活動報告書の書き方セミナー」開催事業	登録申請や活動報告の書き方を教えるセミナーを開催する。	短期

(3)市民活動への財政的支援等の充実

市民活動団体や地域団体が主体的に取り組む公益的な市民活動の自立的な発展と活性化を図るため、市民活動団体等の活動の発展段階に応じた市民活動補助制度の創設やその財源となる基金の創設、ふれあい補償制度の対象範囲を拡大するなど、財政的側面から市民活動団体や地域団体への支援を行います。

また、サービスの質の向上や効率化につながる事業の市民活動団体等への委託化や市民や事業者がNPO法人に対して寄附しやすい環境づくりを進めるなど、既に取り組んでいる税の優遇制度も含め、事業補助以外の方法による市民活動団体等の活動基盤強化のための支援を進めます。

<主要事業>

事業名	事業内容	実施時期
★市民活動補助事業 (試行)	市民活動を財政面から支援する制度を創設するにあたって、その制度の実効性等を検証し、本格的な制度の創設に役立てるため、補助事業を試行する。	短期
ふれあい補償制度事業	主に町内会活動を中心とした地域活動や青少年活動など、一定の要件を満たしたグループの社会活動中のケガや事故に対して補償する。なお、現行ではNPO法人など法人格を有する団体の活動は対象外のため、より広範囲の市民活動が対象となるようにする。	実施中
協働のまちづくり基金制度の調査・研究事業	協働のまちづくりを資金面から支援するための原資となる基金制度の創設に向けて、法制度や運用手法などの面から調査・研究を進め、制度のあり方について検討を行う。	短期
基金設置事業	協働のまちづくりを資金面から支援するための原資となる基金の設置と市民への基金設置の周知活動を行う。	短期
★基金を利用した市民活動補助事業	基金を原資とした市民活動補助制度を創設し、その運用を図る。	短期
★協働事業提案制度事業	行政だけでは解決できない地域課題を市民活動団体等との協働によって行なっていくため、行政がテーマ設定をして協働事業を公募する「行政提示型事業」や市民活動団体等の提案により協働事業を進める「市民提案型事業」を創設し、その運用を図る。	中期
「団体登録申請書・活動報告書の書き方セミナー」開催事業 【再掲】	登録申請や活動報告の書き方を教えるセミナーを開催する。	短期

★印はスタートアップ・プログラム（第5章）。

＜社会福祉協議会の関連事業＞

事業名	事業内容	実施時期
安城ボランティア・市民活動団体助成事業	共同募金を財源として市内で活動するボランティア・市民活動団体を対象に「はじめの一步助成」と「ステップアップ助成」の2種類の助成を行う。	実施中
地域福祉活動助成事業	町内会単位で設置されている町内福祉委員会による地域福祉活動を支援するため、少額の助成を行う。	実施中

(4) 専門家派遣による市民活動支援の実施検討

市民活動や協働のまちづくりの立ち上げや活動の発展を支援するため、市民が提案した学習テーマに応じて、大学教授等やまちづくりの専門家を講師として派遣する制度の創設を検討します。また、まちづくりを実践または実践しようとしている地域や市民活動団体等にアドバイザー、ファシリテーター（進行役）を派遣する制度の創設についても検討します。

基本方針4 市民協働の推進体制の充実、仕組みづくり【体制・仕組み】

【施策の体系】

市民協働の推進体制の充実、仕組みづくり

(1) 市民協働の推進・連携体制の構築

(2) 中間支援組織の設立支援

(3) 協働事業の評価・報告・公表

(1)市民協働の推進・連携体制の構築

協働のまちづくりを計画的に推進するため、本計画に位置づけた各種施策や関係各課で実施している協働関連事業の実施状況と成果・課題を把握し、計画の適正な進捗管理に努めます。このため、関係各課に協働推進員を配置するとともに、市民活動担当者の定期的な情報交換・交流の機会づくりに努めます。

また、市民が中心になって市民協働に関する事項を審議するため、安城市市民協働推進条例に基づいて「安城市市民協働推進会議」を設置します。

<主要事業>

事業名	事業内容	実施時期
協働推進員の配置	関係機関における協働推進と連絡調整を図るため、関係各課に協働推進員を配置する。	短期
市民活動担当者の交流事業	市民活動を支援している市民協働課と生涯学習課（青少年の家も含む）と社会福祉協議会の各担当者の情報交換や交流の機会をつくる。	実施中
安城市市民協働推進会議の設置	公募市民や市民活動団体、学識経験者などで組織する会議を設置し、協働推進計画の進捗状況の評価や市が協働を推進させるための施策へ助言を行う。	実施中

(2)中間支援組織の設立支援

市民協働の推進には、市と市民（市民活動団体）や市民活動団体同士の間立ち、コーディネートや協働の支援を行う中間支援組織の存在が重要であることから、その担い手となる協働コーディネーターの育成を図ります。また、市民活動団体の支援・コーディネートという側面から市民活動センター機能の一翼を担う、協働コーディネーターを構成メンバーとした「協働サポータークラブ」の組織化を支援します。

<主要事業>

事業名	事業内容	実施時期
協働サポータークラブ設立支援事業	市民活動団体等をつなぐ中間支援の役割を果たす、協働サポータークラブの設立を支援する。	短期
協働コーディネーターの連携・交流事業	協働コーディネーターが高い能力を維持できるように研修会を行ったり、コーディネーター間での情報交換を行ったりすることにより知識を高める。	短期
協働コーディネーターの育成事業【再掲】	初級・中級・上級編の講座の開催を通じて、安城市内各施設および市役所内で活躍する協働コーディネーターを育成する。	中期

(3)協働事業の評価・報告・公表

協働推進員で構成される会議（仮称：協働推進プロジェクト会議）や市民協働推進会議を通じて、本計画に位置づけられている施策や事業をPDCAサイクルによって進行管理するとともに、わくわく交流会の開催機会などを通じて評価結果等を報告・公表します。

また、市からの財政的支援等を受けて実施した市民活動や協働のまちづくりについては、公益性と透明性を担保するために、市民活動団体等の責任として事業報告書の作成とその報告・公表を行っていくよう促します。

<主要事業>

事業名	事業内容	実施時期
市民活動団体交流及び活動発表会事業（わくわく交流会事業）【再掲】	団体がお互いの活動を紹介し、まちづくり活動を行う市民や団体同士が交流し、お互いに知り合い、共に学び合いながら、それぞれの特徴を活かして、相互連携・仲間づくりにつなげていく交流会・発表会を開催する。	短期



第5章 スタートアップ・プログラム

1 スタートアップ事業の考え方と事業内容

第4章で示した施策・事業はどれも重要ですが、すべての施策・事業を均質かつ同一時期に進めていくことは、限られた予算や人材の中にあっては現実的ではありません。また、それぞれの施策・事業を個々バラバラに進めるのではなく、横断的に結び相互連携することによって、波及性と連動性を持って相乗効果を発揮させながら発展的に展開させていく戦略的な視点が大切です。

そこで、本計画で示した施策・事業の中から、「人づくり」、「普及啓発とそのため
のツールづくり」、「財政的支援」の3つの観点から、本計画の計画期間の前半2年程
度の間で重点的に実施すべき事業を「スタートアップ事業」として位置付けます。

背景・ねらい

市民協働のまちづくりでは、市民と市がお互いのできることを、自覚と責任をもって行うことが必要不可欠である。しかし、市職員においても、協働の意義や目的に対する認識や理解が十分に浸透していない状況である。また、職員自身が市民協働の重要な担い手であるという意識も不足している。

そこで、市民活動及び市民協働に関する基礎知識を学び、市民協働の意義・目的に対する気づきを促すための市職員向けの基礎研修を行う。これにより、協働に関する市職員の意識の向上を図り、協働を実践する職員を育成する。



具体的な取組内容

【対象】

- ・今後本市における市民協働の担い手となる関係各課の職員（協働推進員、希望する職員）

【内容】

①基礎研修（1回あたり3時間程度の全2～3回の連続講座）

- ・初めて協働について学習する職員などを対象に、協働を進めて行く上で必要な基礎知識や心得と協働の意義・目的について学ぶ。
- ・講義や先進事例紹介（座学）と実習（ワークショップ）を組み合わせ、受講者の気づきを促すことに主眼をおいた内容にする。
- ・必要に応じて、市民活動や町内会活動等の現場を視察見学するプログラムを組み込む。

②実践研修

- ・基礎研修修了者のスキルアップを図るため、「スタートアップ事業2：協働のまちづくり人材養成講座事業（「まちづくり人」養成講座）」の参加を促す。
- ・より専門的な知識と経験を有した職員を育成するため「職員NPO法人短期派遣事業」の実施について検討する。

【期待できる効果】

- ・市職員一人ひとりが市民協働の内容や市民活動団体について理解し、認識を深め、協働によるまちづくりが実践できる人材を育てる。
- ・各課における協働の芽となる事業について、職員自らが従来の方法にとらわれずに最良の方法を探り、実践する力を養う。
- ・協働推進員を、十分な知識と実践経験を兼ね備えた協働の担い手として位置付け、各課において協働事業が生み出される体制づくりにつなげる。

背景・ねらい

市内の市民活動団体において、新たな担い手の確保、人材発掘が重要な課題となっている。また、能力や思いをもった人がいてもうまく活用されていない状況もある。

漠然と市民活動に興味をもっている人や何からはじめていいのか分からない人の能力を引き出し、協働のまちづくりを主体的に進めていく市民を養成する基礎講座（まちづくり人材養成講座）を開催する。



具体的な取組内容

【対象】

- ・まちづくり活動に関心があり、安城市在住、在勤、在学、または安城市で活動をしている人。
これから活動をしようと考えている人や協働について学ぶべき立場にある市職員（職員向けの市民協働研修事業の修了者など）。
- ・定員30名程度を想定

【内容】

- ・養成講座は、全5回程度を想定し、わかりやすい講義と実践的な実習（ワークショップ）を通して、協働のまちづくりに必要な知識や技術、役割を基礎から学ぶ。

回	テーマ（例示）
第1回	まちづくりの考え方を知ろう！
第2回	参加の手法（ワークショップ）を学ぼう！
第3回	協働のまちづくり（地域の先進事例）を知ろう！
第4回	現場からまちづくりを考えよう！
第5回	まちの夢を描こう！

【期待できる効果】

- ・新たな協働のまちづくりの人材を発掘、養成するとともに、地縁組織や市民団体など多様な担い手をつなぎ合わせたりすることで、仲間（チーム）づくりの場とする。
- ・市民活動補助事業など、活動のための各種情報を提供することで効果的に協働のまちづくりを推進する。
- ・協働の理念や目的、市民活動の現場を理解して、協働事業を推進できる市職員を育成する。

背景・ねらい

市内には、地域を住みよいまちにするために、さまざまな団体が、さまざまな活動を行っている。しかし、どのような市民活動団体があり、どのような協働が行われているのか、市民にはまだまだ十分には知られていない状況である。既に市民活動に取り組んでいる人でも、他の団体の具体的な活動の内容までは知らないことが多い。

そこで、身近な協働事例を整理することで、わかりやすく市民に周知し、幅広い実践につなげていくことで「協働」の拡大を図る。



具体的な取組内容

【内 容】

- ・市民活動補助事業の行政提示型事業として、NPO法人等の市民活動団体が市との協働により作成。市民活動団体が、自らリポーターとなり、先進的に活動する市民活動団体取材し、協働の取り組みを紹介する事例集を作成する。
- ・様々な分野の協働事業を取り上げるとともに、事業概要、団体のプロフィール、事業を実施した背景・きっかけ、協働のポイント（役割分担、事業の進め方、協働の効果）、団体からの一言（PR）、取材チームの一言などで構成。
- ・定期的に発行することで、情報の陳腐化を防ぎ、最新の取組状況を提供する。

【期待できる効果】

- ・事業概要や実施の経緯、役割分担、事業の進め方といったポイントを具体的に示すことで、市民活動団体や市の職員が協働事業の進め方について具体的なイメージを持つことができる。
- ・事業実施のためのノウハウの水平展開を図ることで、市民協働の自発的・積極的な活動をサポートする。
- ・互いの団体について知ることでネットワークが形成され、新たな協働の芽が生まれる。特に、事例集の作成を行う市民活動団体の成長を促進するとともに、市民活動団体間のネットワークの拡大の機会とする。

背景・ねらい

本市に市民協働を対象とした補助制度はないが、安城市社会福祉協議会において、共同募金を財源として市内で活動するボランティア・市民活動団体を対象に「あんじょうボランティア・市民活動団体助成事業」を先駆けて行っている。

この助成事業では「はじめの一步助成」と「ステップアップ助成」の2種類の助成を行っている。市内には少額な予算で活動をしている市民活動団体等が多いため、5万円程度の少額の助成制度や複数回にわたり継続的に支援を受けることができる助成制度が求められている。また、市内における市民活動を活性化していくためには、分野に関係なく多様な分野の市民活動を今後も支援することが必要である。

そこで、地域が抱える諸課題の解決や市民協働のまちづくりにつながるような、幅広い分野の市民活動を喚起するため、公募型補助制度を創設する。



具体的な取組内容

【対 象】

- ・安城市民活動センター登録団体であること。

【内 容】

①市民提案型事業

- ・「活動芽生えコース」：新たにまちづくりを始めようとする団体、または活動を始めて間もない団体に対する小額補助（1事業1回限り、年度内に完了する新規事業を対象）
- ・「活動はぐくみコース」：既にまちづくり活動を行っている市民活動団体を対象に、活動をステップアップするための30万円程度を上限額とする補助（1事業3回限り、年間を通じて計画的に実施し、3年以上継続して活動が実施される事業）
- ・「新規事業チャレンジコース」：既に活動実績があり自立した団体向けの補助（1回を限度として補助する30万円程度を上限額としたコース）

②行政提示型事業（協働テーマ提示型事業）

市が協働事業やテーマを設定し、団体が企画提案を行い実施するもの。行政だけでは解決できない、かつ、市民活動団体などと協働で行うことでより効果が上がると考えられる事業が対象で、事業内容に応じて市は経費や労力等の一部負担を行う。

※協働テーマ提示型事業については、中期的な展望のもとで制度化を行う。

【審査・選定方法】

①学識経験者、公募市民等による審査機関を設置し審査を行う。

②書類審査を行った後、応募者によるプレゼンテーションを公開審査で行う。

※流れとしては、市民活動センターへの登録→補助申請→書類審査→プレゼンテーション審査（公開）→事業の実施→交流会による実績報告（市民によるチェック）→補助金の交付

【事業の実施と実績報告】

①実績報告書の作成：補助金の使途と事業成果、今後の展望等を報告。複数年度継続事業の場合は、それぞれの年度において報告書を作成。

②審査機関による評価：年度の評価とともに今後につながるようアドバイスを行う。

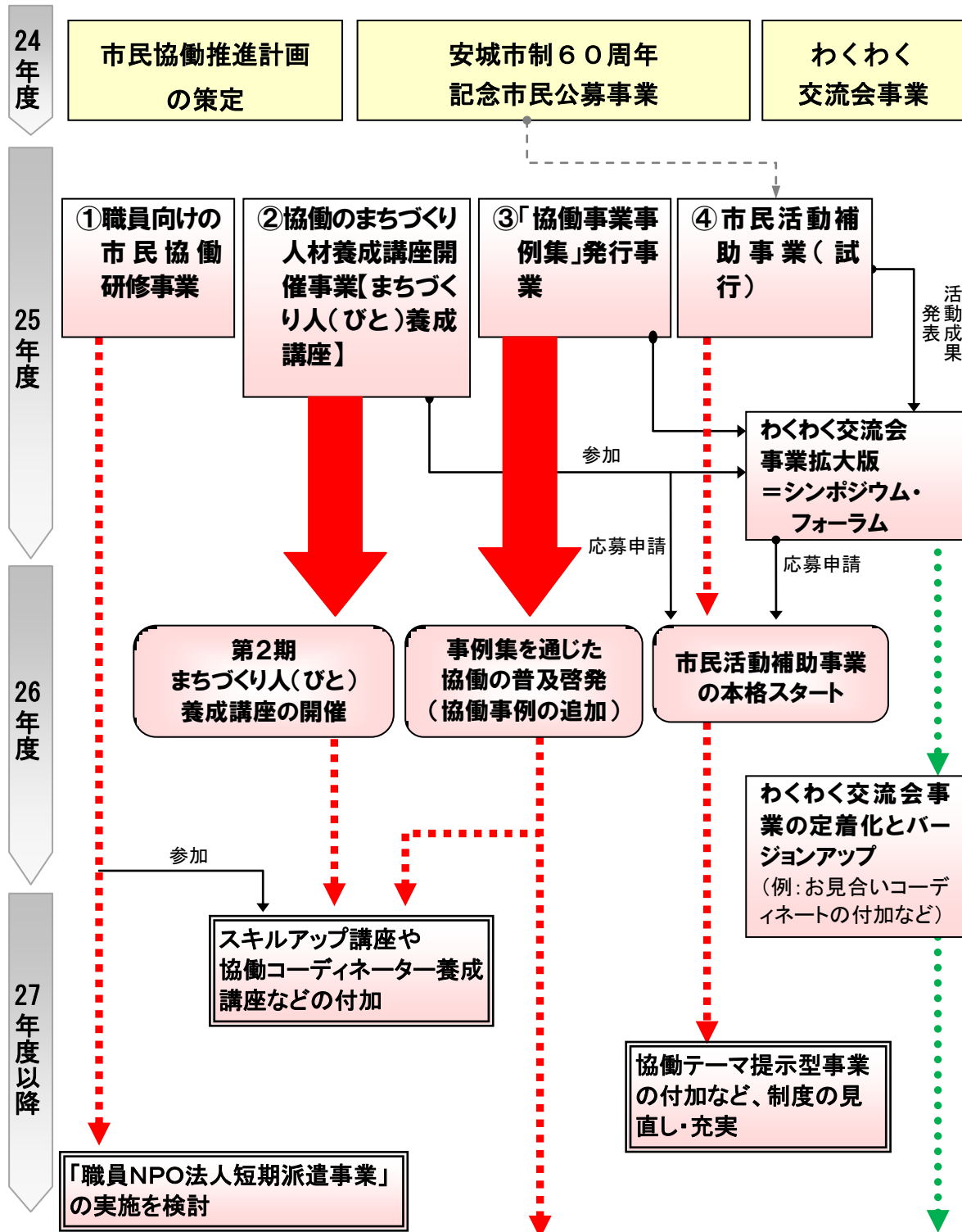
③公開の場での実績報告：事業の成果を市民へ報告することで、まちづくりへ関心を持ってもらうとともに、市民のお金が使われているということを認識してもらう。また、団体を応援する気持ちを高める。

【期待できる効果】

- ・市民活動団体が行う地域課題や社会的課題解決に向けた事業に資金面から支援することにより、多様な市民活動が展開される。
- ・地域が抱える諸課題の解決にむけた市民活動団体の「モデル的活動」を育て、他地域へ展開する。
- ・制度を通して、より多くの市民に市民活動やその事業効果を認知してもらい、活動への参加や「協働のまちづくり」の気運を高める。
- ・提案や報告を通して事業を見つめ直すことで、活動ノウハウが蓄積でき、団体の基盤強化・自立につなげる。

2 スタートアップ・プログラム

先に示した4つのスタートアップ事業を発展的に展開していくため、以下に示すプログラム（手順・道筋）によって事業を推進します。



【平成25年度の実施プログラム】

- 平成25年度は、本計画の策定を受け、4つのスタートアップ事業を実施します。
- 「①職員向けの市民協働研修事業」については、関係各課に配置する「協働推進員」の意識啓発と養成を目的として、特に協働の意義・目的に関する市職員の気づきを促すことを主眼とした内容の研修とします。
- 「②協働のまちづくり人材養成講座開催事業」については、平成26年度に創設する市民活動補助事業への応募者を養成することを意識しつつ、協働のまちづくりを実践するチーム作りを目指し、まちづくりの「こころ」と「基本的なスキル」を身に着けるための基礎講座（まちづくり人材養成講座）を開催するものとします。
- 「③『協働事業事例集』発行事業」については、「市民活動補助事業」の「行政提示型事業」の先行実験的な事業として実施するものとします。具体的には、市がテーマを設定して公募し、テーマに沿った提案を行った応募団体を審査して、協働のパートナーとなる団体を決定します。なお、本事業の成果である「協働事業事例集」については、市民活動センターが毎年開催している「わくわく交流会」の場を活用して広く市民に成果報告を行っていくものとします。
- 「④市民活動補助事業」については、平成26年度における本格的な制度創設とその運用の参考となる知見を得るため試行するものとします。なお、補助を受けた団体は、「わくわく交流会」等の公開の場を活用して広く市民に実績報告を行っていくものとします。

【平成26年度の実施プログラム】

- 「①職員向けの市民協働研修事業」については、関係各課に配置する「協働推進員」以外の職員の意識啓発を目的として実施します。また、主に平成25年度の受講者に対しては、市民協働に必要な基本的なスキルの習得と研修機会を通じた市民との協働の実践などを目的として「まちづくり人養成講座」への参加を促します。
- 「②協働のまちづくり人材養成講座開催事業」については、市職員も受講者に加え、市民と市職員の協働の実践トレーニングの場としていくものとします。
- 「③『協働事業事例集』発行事業」については、平成25年度に作成する「協働事業事例集」を活用して、市民協働の普及啓発を図っていくものとします。また、随時、協働事例を追加することによって、「協働事業事例集」のバージョンアップを図ります。
- 「④市民活動補助事業」については、平成25年度に実施する試行結果を踏まえ、補助制度を創設し、その運用を図ります。なお、補助を受けた団体の実績報告の場としての「わくわく交流事業」の定着化を図るとともに、「わくわく交流会」に「お見合いコーディネート」の機能を付加することによって、団体同士や団体と市民活動やボランティアをしたいという市民の出会いの場としていくものとします。これによって、複数団体によるJV方式※⁶の補助申請を促進させていくものとします。

※6 JV方式：JV（共同企業体、ジョイントベンチャーの略）方式は、複数の団体・企業が共同体を組んで事業を行う方式。

【平成27年度以降の実施プログラム】

- 「①職員向けの市民協働研修事業」については、幅広く職員の意識啓発を目的として実施します。また、引き続き「まちづくり人養成講座」への職員の参加を促します。さらに、より専門的な知識と経験を有した職員を育成するため「職員NPO法人短期派遣事業」の実施を検討します。
- 「②協働のまちづくり人材養成講座開催事業」については、市民と市職員を対象とした基礎講座（まちづくり人養成講座）として進めます。また、より専門的な知識等が求められる「協働コーディネーター」の育成を目指した講座の開催も検討します。
- 受講者の相互学習による学び合い効果が生まれるような講座にしていくためには、一芸に秀でた多種多様な経験を有した受講者の参加が求められることから、安城市民だけを対象とした講座ではなく、周辺自治体との共同開催による広域的な講座の運営が考えられます。
- 協働コーディネーターとして必要な素養を高めるためには、協働の事例をどれだけ知っているか、地域にどのような活動団体があるかどれだけ知っているかが重要であることから、「協働事例集」の作成を研修プログラムに盛り込むことも考えられます。
- 「③『協働事業事例集』発行事業」については、引き続き「協働事業事例集」を活用して、市民協働の普及啓発を図っていくものとします。また、上記のように「協働コーディネーター」の育成のための研修プログラムに組み込む方法によって適宜バージョンアップしていくものとします。
- 「④市民活動補助事業」については、補助制度の運用状況を踏まえながら、市民活動団体等にとって活用しやすい制度に適宜改善していくものとします。また、市民発意の市民活動やボランティア活動の支援を目的とした補助制度に加え、地域が抱える課題や行政課題の解決に結実するような制度に発展させていくため、協働事業のテーマを市が設定し、団体が企画提案を行い行政との協働で事業展開を図る「協働テーマ提示型事業」の創設を検討します。



第6章 計画の推進に向けて

1 計画の周知

本計画に掲げている施策・事業を着実に実施して協働のまちづくりを推進していくためには、一人ひとりの市民や市職員はもとより、NPO法人等の市民活動団体、町内会や町内福祉委員会といった地域団体、事業者など多様な協働の主体が、本計画を知り、趣旨や内容を理解することが、目標達成に向けた取組の第一歩として必要不可欠です。

そこで、広報あんじょうや市及び市民活動センターのウェブサイトなどの様々な媒体を活用して、本計画の趣旨や内容について周知を図ります。また、シンポジウムや講演会の開催や市民出前講座、市民活動団体等の交流会などの開催といった、様々な協働の主体と直接対面できる機会を通じた本計画の周知に努めます。

2 計画の推進体制

協働のまちづくりの推進に向け、次のような推進体制を整備します。

(1) 安城市市民協働推進会議の設置

市民協働の推進に関する事項（本計画の進捗状況の確認や評価、市民協働推進方策に関する調査や提言など）を審議するため、安城市市民協働推進条例に基づき、安城市市民協働推進会議を設置しています。この会議は、公募による市民、学識経験を有する者、その他市長が認める者のうちから市長が委嘱する15名以内の委員によって構成されています。

(2) 推進体制の構築

市の推進体制として、関係部署に協働推進員を配置します。協働推進員には、以下のような役割を持たせることが想定され、必要に応じて会議を開催するものとします。

想定される協働推進員（協働推進員会議）の役割
■ 関係部署における市民協働や市民参加の推進 ■ それぞれの部署と関連の深い市民活動団体や地域団体等への協働のための施策・事業の周知及び活用促進 ＊例えば、関係部署との関係がある市民活動団体等に対して「市民活動補助事業」をPRし、活用を勧めるとともに、相談に応じるなど側面的な支援を行うことが考えられます。 ■ 本計画で位置づけた施策・事業や関係各課で実施している協働関連事業の進行管理 ＊具体的には、協働関連の施策・事業進捗チェックシートの記入及びシートに基づく施策・事業の評価の実施と次年度に向けた方針づくりを行うことが考えられます。 ■ 市における協働推進に関する事項の協議及び調整 ＊例えば、協働テーマ提示型事業を進めるため、行政だけで実施するよりも、市民や市民活動団体等との協働で行う方が効率的であったり、効果的できめ細かな公共的なサービスにつながったりする可能性がある事業の棚卸し・仕分け作業を行うことが考えられます。

(3) 市民活動センターのサポート組織の設置

市民活動団体相互や地域団体相互、市民活動団体と地域団体、市民活動団体や地域団体と行政・事業者との間をつなぐ中間支援組織（コーディネート組織）としての役割や、市民活動力を高め市民協働を進める促進剤としての役割を担う市民活動センターをサポートする市民で構成する「協働サポータークラブ」を設置します。また、市民サポーターとしての役割が果たせるような資質やスキルを磨くための人材育成事業（協働コーディネーターの連携・交流事業、協働コーディネーターの育成事業）を開催します。

(4) 協働を支援する機関の連携強化と役割の明確化

市民活動センターが軸になって、社会福祉協議会及び社会福祉協議会内に設置されているボランティアセンター、生涯学習ボランティアセンター、青少年の家ボランティア活動支援センターは、相互に連携して市民協働を支援します。

地域福祉をテーマとした地域団体による協働推進を支援する基幹的な組織として役割を担っている社会福祉協議会に対して、市民活動センターは、市民活動団体による協働推進の基幹的な組織としての役割を担います。

3 協働事業の進行管理

本計画に掲げる施策・事業を計画的に実効性のあるものとして推進するためには、各事業の進捗状況を定期的に確認し、事業の実施状況の点検と実施後の成果を評価し、改善点を次の事業へ反映させる進行管理が必要です。

このため、本計画で示した施策・事業は、すぐに取り組める事業から着手しつつ、事業の進捗状況を定期的に確認し、事業の実施状況の点検と実施後の成果を評価し、次の事業への展開方策を検討しフォローアップしていく、「計画（Plan）」⇒「実行（Do）」⇒「点検・評価（Check）」⇒「見直し（Action）」⇒「計画（Plan）」・・・といった一連の流れに沿ったPDCAサイクルによる進行管理を行い、施策・事業の継続的な改善を進めていくものとします。特に、第5章で提示した「スタートアップ事業」に力点を置きながら進行管理に努めるものとします。

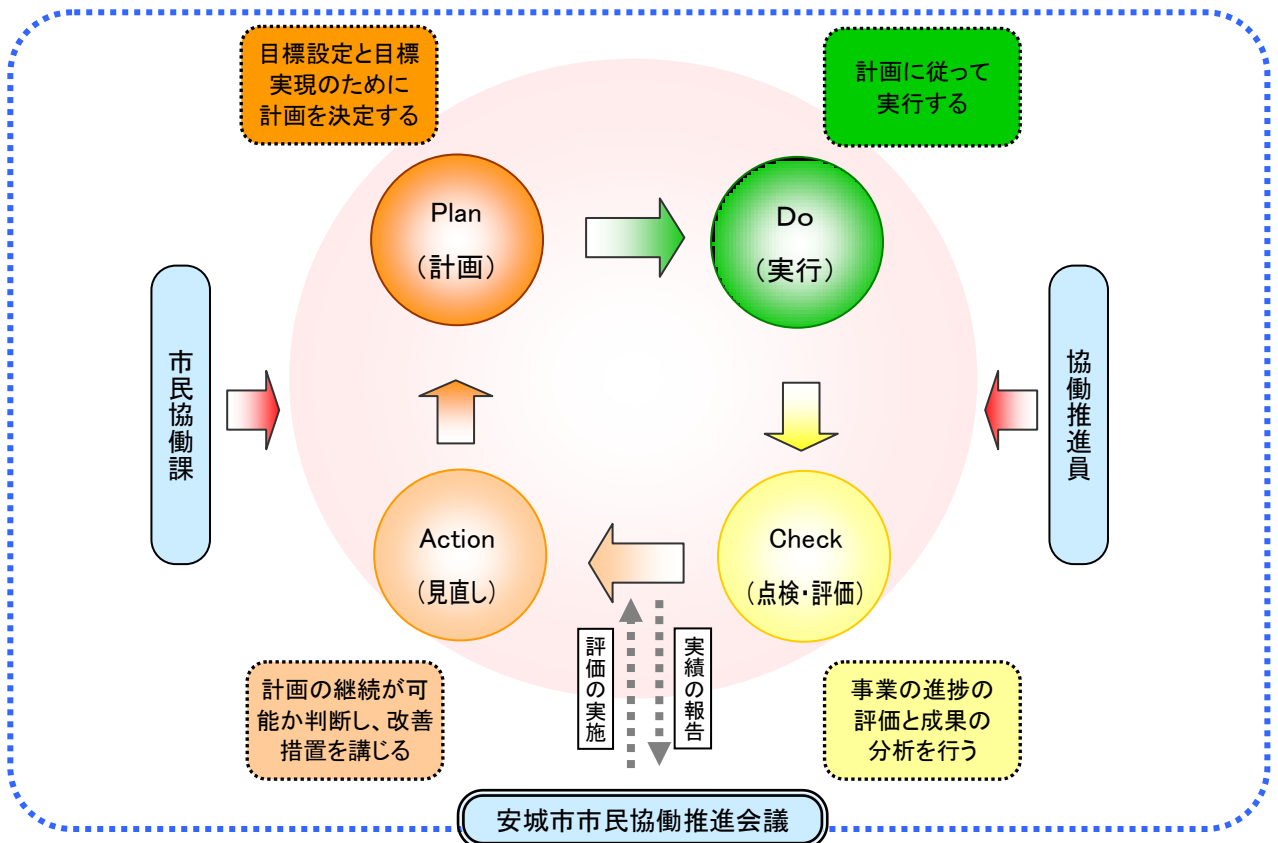
そして、こうした一連の流れで実施した進行管理の結果を踏まえ、協働に関する施策・事業の進捗状況や今後の方針等を簡潔で分かりやすい年次報告書として取りまとめます。また、「点検・評価（Check）」については、第三者的な視点からのチェックを行う観点から安城市市民協働推進会議に年次報告を適宜行うものとします。

一方、本計画の実効性を担保するためには、市が行う進行管理システムだけではなく、市民や市民活動団体、地域団体、事業者との情報共有を図りつつ、市民活動団体等との協働により本計画を推進していく体制を構築することが大切です。

このため、既に市民活動センター事業の一環として実施している「わくわく交流会」の機会を通じて、協働に関する施策・事業の進捗状況や今後の方針等を取りまとめた年次報告書を市民や事業者等へ報告・公表していくものとします。

そして、このような、市民活動団体等が活動成果を発表し合い、優れた市民活動団体等による活動を評価する「わくわく交流会」を市民版PDCAとして位置づけ、行政版PDCAと連動させながら進めることにより、計画の進行管理についても協働によって進めていくものとします。

図 計画の進行管理の進め方の概念図（PDCAサイクル）



行政版PDCA
(協働関連施策・事業の進行管理システム)



市民版PDCA

